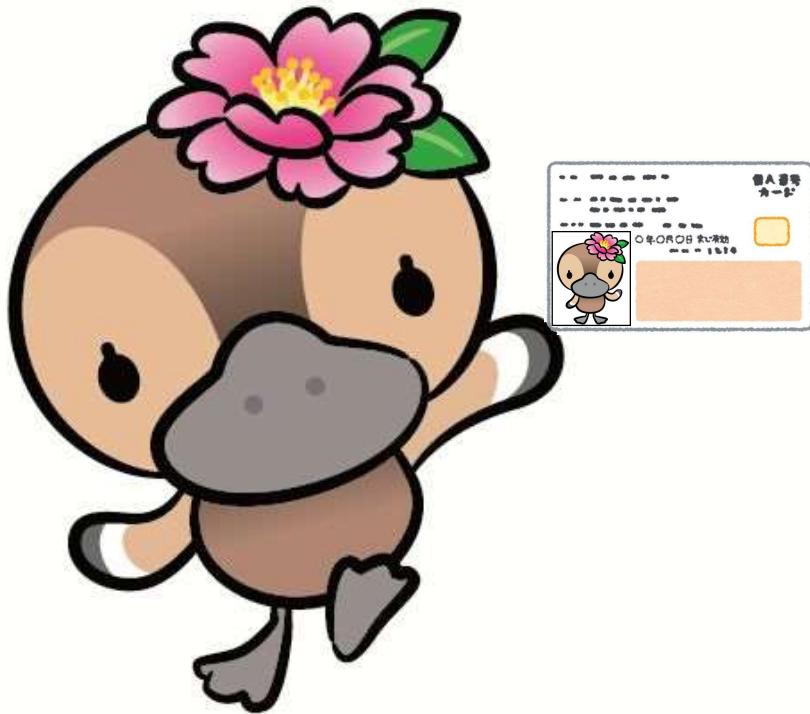


江 東 の 国 保

令和 7 年版

(令和 6 年度実績)



江東区観光キャラクター コトミちゃん

令和 7 年 11 月



はじめに

江東区の国民健康保険は昭和34年12月の発足以来、国民皆保険制度の基盤として、医療保険制度の中核を担い、地域医療の確保と区民全体の健康保持・増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、国民健康保険の財政は、急速な少子高齢化や雇用形態の多様化など、社会経済環境が大きく変わるとともに、医療技術・医薬品の高度化や疾病構造の変化などによる医療費が増加しており、依然として厳しい状況にあります。

このような中、安定した財源を確保しつつ、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、国民健康保険の財政運営の責任主体を市区町村から都道府県に移行するなどの医療保険制度改革が、平成30年度から実施されております。

今後は都内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険額となるよう、保険料水準の統一に向けた取組を都全体で進めてまいります。

当区としても、これまで以上に東京都と連携を図りながら、また、今後とも社会情勢や国の動向を注視しつつ、地域医療を支える医療保険者としての役割を果たし、区民が安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険事業の適切な運営と一層の財政の安定化に力を尽くしていく所存です。

ここに、国民健康保険の事業をご理解いただく資料として、令和7年版「江東の国保」を発行いたしましたので、広く皆様のご高覧に供するとともに、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月

江東区生活支援部医療保険課

目 次

I 事務機構

1 組織及び事務分掌	1
2 国民健康保険運営協議会	2

II 被保険者

1 国民健康保険	3
2 年度別加入状況	3
3 被保険者資格得喪状況	4
4 外国人の年度別加入状況	5
5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比	5

III 保険給付

1 納付の種類	6
2 納付状況	11
(1)療養諸費	11
(2)高額療養費	14
(3)高額介護合算療養費	15
(4)出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金	15
(5)不当利得・不正利得・第三者行為	16
(6)一部負担金減免	18
(7)貸付基金	18
(8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金	18

IV 保険料

1 算出方法	19
2 収納状況	19
3 減額・免除	23

V 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導	25
2 医療費通知	26
3 ジェネリック医薬品利用促進	26
4 重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業	26
5 糖尿病重症化予防事業	27
6 人間ドック受診費助成	27

VI 財政

1 令和6年度国保会計決算状況	28
2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移	30

VII 趣旨普及

1 「みんなで守ろう わたしたちの国保」	31
2 「国保だより」	31
3 「こうとう区報」	31

参考資料

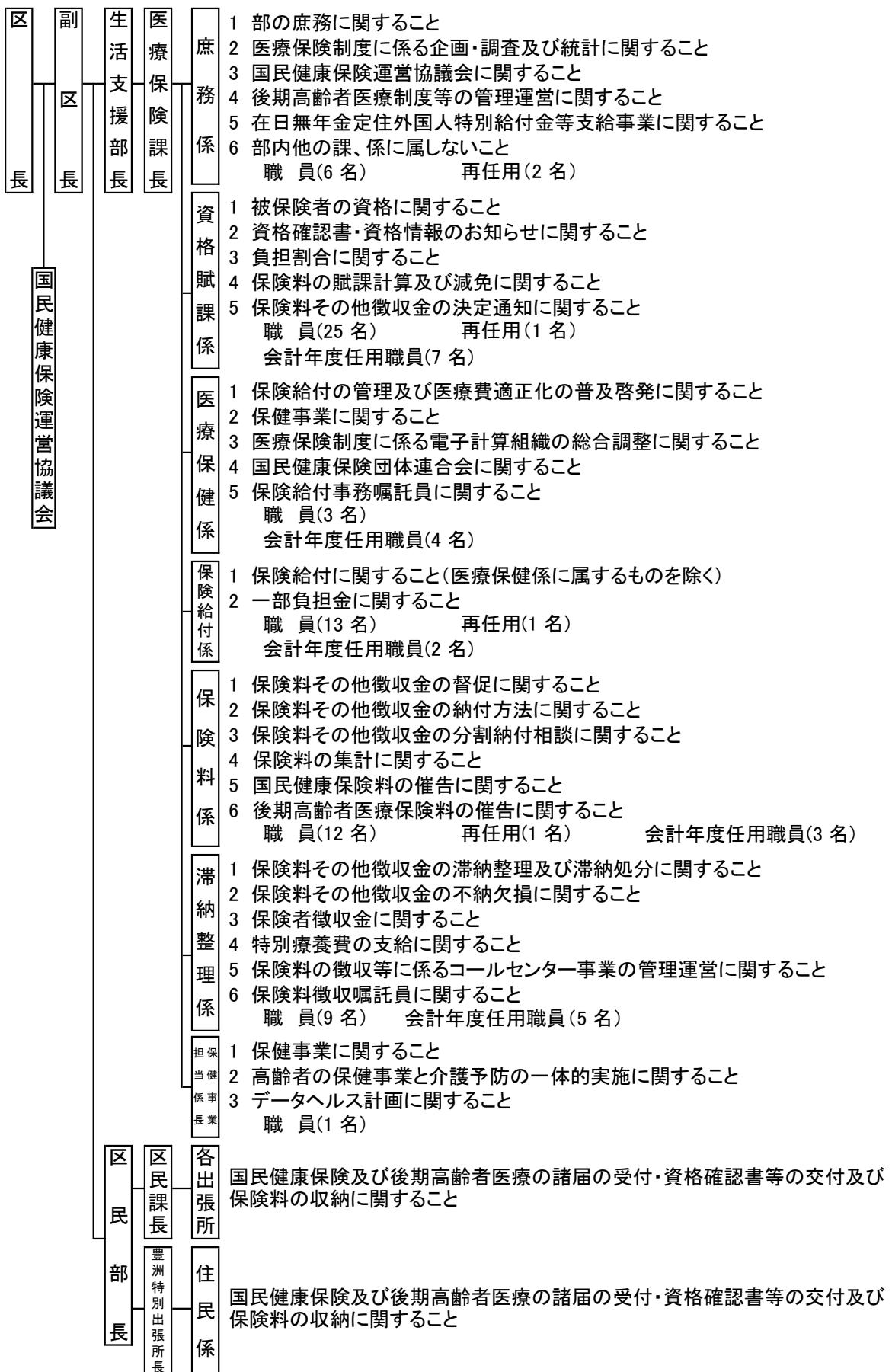
国民健康保険事業のあゆみ

令和6年度 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

I 事務機構

令和7年4月1日現在

1 組織及び事務分掌



2 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第11条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会が設置されており、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議する区長の諮問機関である。

(1) 審議事項

- ① 国民健康保険事業に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
- ② 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- ④ 前記のほか、区長が国民健康保険事業の運営上必要と認める事項

(2) 委員の定数

- ① 被保険者を代表する委員 8人
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 8人
- ③ 公益を代表する委員 8人
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(3) 令和6年度中の開催状況

回	開催年月日	議題
令和6年度第1回	令和6年8月 (書面開催)	① 会長の選任について ② 江東区国民健康保険条例の一部改正について
令和6年度第2回	令和7年3月19日	①江東区国民健康保険条例の一部改正について

(4) 委員の構成

(令和7年11月1日現在)

被保険者を代表する委員	
大野 浩一	伊藤 美穂子
澤井 均	梅田 珠子
井川 明彦	白鳥 保江
行田 真佐枝	篠山 辰男
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	
足川 哲夫	橋本 孝雄
渡邊 弘恵	渡邊 広昭
小林 功	松田 祐一
河口 貴昭	黒崎 昭夫
公益を代表する委員	
鈎先 美彦	正保 みきお
やしきだ 綾香	星野 博
山下 金吾	惣佐 陽子
吉田 要	亀崎 良一
被用者保険等保険者を代表する委員	
澤田 博幸	上野 陽一

II 被保険者

1 国民健康保険

江東区内に住所を有する人は、職場の健康保険(組合健保、協会健保、共済組合、国保組合等)に加入している人、その他「適用除外」に該当する人を除いて、すべて江東区の国民健康保険に加入しなければならない。

【適用除外】

①国民健康保険法第6条に定められている事項

②児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないもの(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者としない。(区条例第4条)

【退職被保険者等】

退職者医療制度対象者(厚生年金保険や退職共済年金の年金を受給している60~64歳の国保加入者とその被扶養者)。なお、退職者医療制度は平成20年3月末で廃止されたが、経過措置として、令和2年3月末まで存続。現在は経過措置も終了。

【前期高齢者】

65歳以上75歳未満の被保険者。70歳以上の被保険者には負担割合が設定される。負担割合は65歳から69歳までの被保険者は3割、70歳から74歳までの被保険者は所得等により決定し、2割・3割のいずれかとなる。

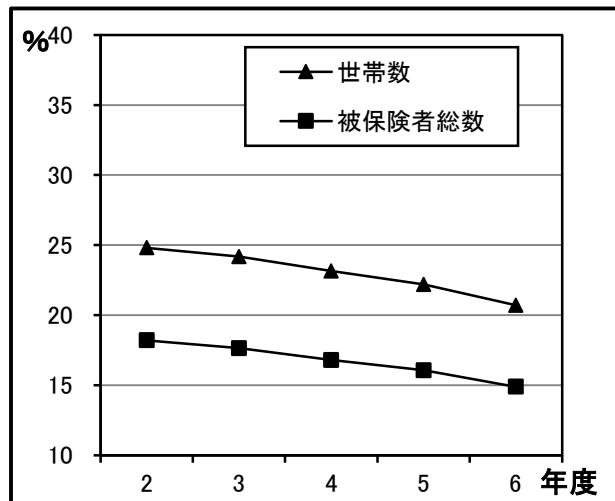
2 年度別加入状況

区分 年度	数値基準	江 東 区 人 口		国 民 健 康 保 険				国 保 加 入 率	
		世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	被 保 険 者 総 数 (人)	一 般 被 保 険 者 数 (人)	退 職 被 保 険 者 数 (人)	世 帯 数 (%)	被 保 険 者 総 数 (%)
2	年 度 末	276,174	526,621	67,569	94,299	94,299	0	24.47	17.91
	平 均	275,014	526,724	68,248	95,904	95,904	0	24.82	18.21
3	年 度 末	278,287	527,085	65,390	90,170	90,170	0	23.50	17.11
	平 均	276,614	526,350	66,888	92,928	92,928	0	24.18	17.66
4	年 度 末	286,316	535,305	64,480	87,309	87,309	0	22.52	16.31
	平 均	282,474	531,875	65,432	89,403	89,403	0	23.16	16.81
5	年 度 末	291,591	539,439	63,181	84,475	84,475	0	21.67	15.66
	平 均	289,393	538,458	64,259	86,546	86,546	0	22.20	16.07
6	年 度 末	296,418	543,152	61,412	80,946	80,946	0	20.72	14.90
	平 均	293,976	541,430	62,590	83,184	83,184	0	21.29	15.36

※江東区人口は、住民基本台帳による

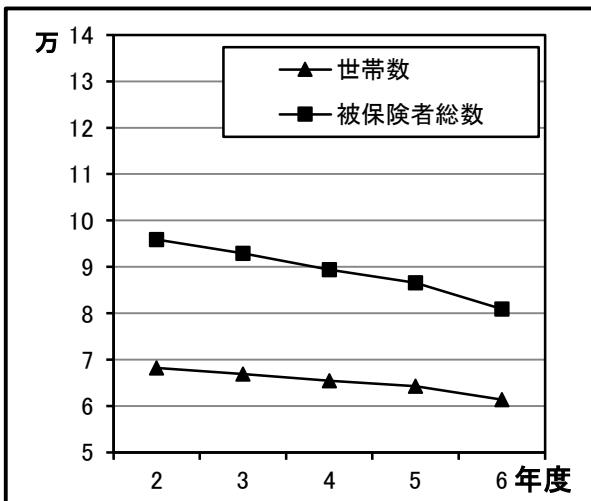
※国民健康保険の年度末/平均数値は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)による

【住民登録に対する国保加入割合の年度別推移】



※数値は年度平均

【被保険者数・世帯数の年度別推移】



※数値は年度平均

3 被保険者資格得喪状況

【令和6年度資格取得状況】

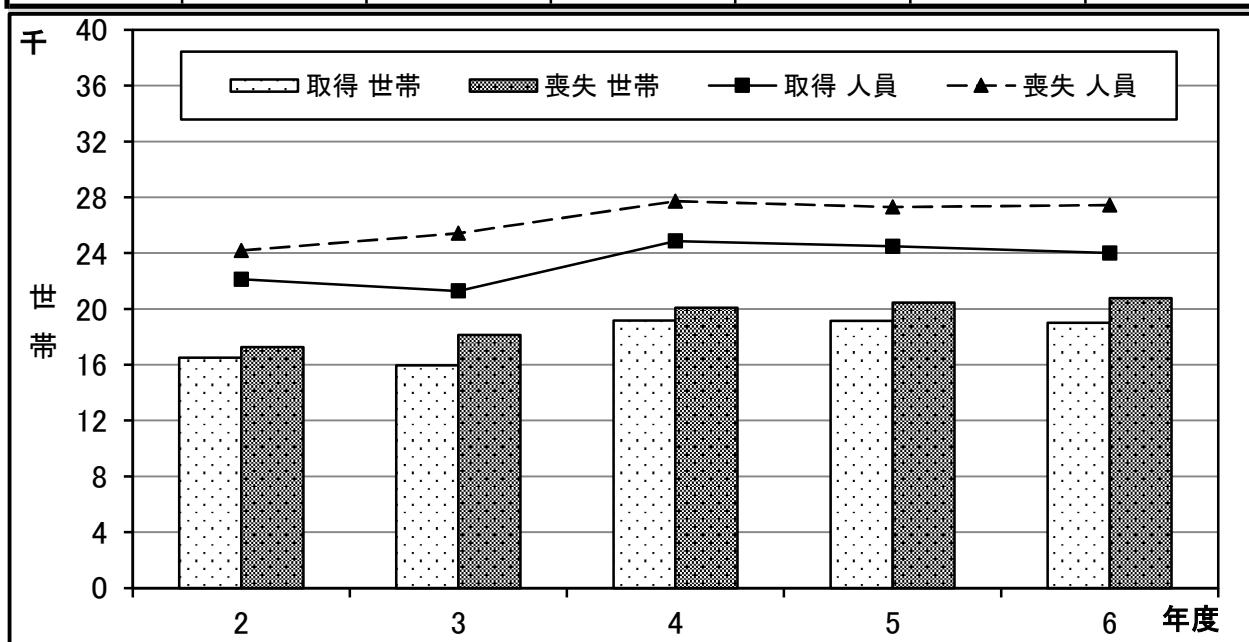
事由	世帯	人員
転入	7,315	8,642
社保・国保組合から	11,408	14,596
生活保護廃止	148	191
出生	0	213
後期高齢者離脱	0	0
その他	144	360
合計	19,015	24,002
一か月平均	1,585	2,000

【令和6年度資格喪失状況】

事由	世帯	人員
転出	6,082	6,691
社保・国保組合へ	9,781	13,612
生活保護適用	305	374
死亡	509	580
後期高齢者加入	3,220	5,038
その他	887	1,154
合計	20,784	27,449
一か月平均	1,732	2,287

【資格得喪の年度別推移】

年度	2	3	4	5	6
取得	世帯	16,502	15,954	19,166	19,145
	人員	22,124	21,296	24,871	24,479
喪失	世帯	17,262	18,133	20,076	20,444
	人員	24,197	25,425	27,732	27,313
合計					
一か月平均					

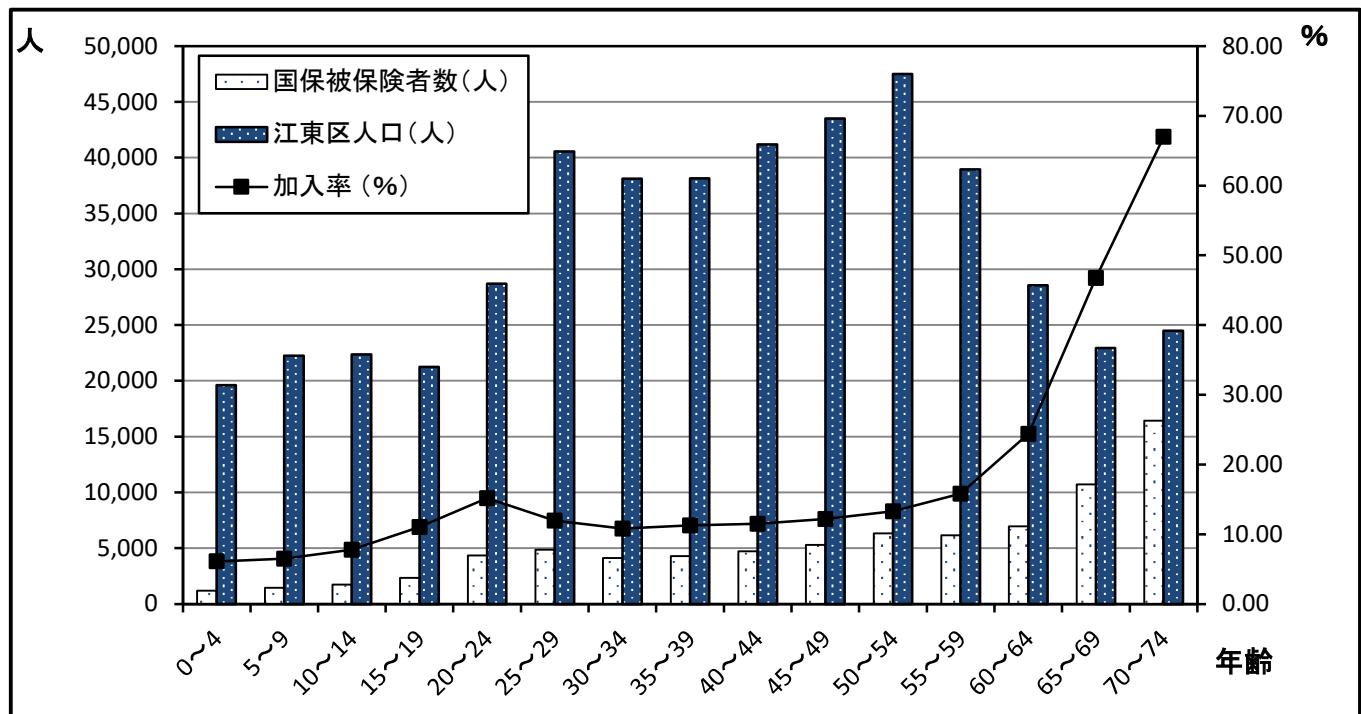


4 外国人の年度別加入状況

年 度	2	3	4	5	6
外 国 人 登 録 者 数 (人)	30,132	29,488	34,475	37,629	40,225
外 国 人 被 保 険 者 数 (人)	10,125	9,085	10,767	11,289	11,557
外 登 数 に 対 す る 加 入 率 (%)	33.60	30.81	31.23	30.00	28.73
全 被 保 険 者 に 対 す る 加 入 率 (%)	10.74	10.08	12.33	13.36	14.28

5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比(令和7年3月31日現在)

年齢(歳)	男 性			女 性			男 女 合 計		
	国 保 被 保 険 者 数 (人)	江 東 区 人 口 (人)	加 入 率 (%)	国 保 被 保 険 者 数 (人)	江 東 区 人 口 (人)	加 入 率 (%)	国 保 被 保 険 者 数 (人)	江 東 区 人 口 (人)	加 入 率 (%)
0 ~ 4	645	10,050	6.42	554	9,572	5.79	1,199	19,622	6.11
5 ~ 9	709	11,325	6.26	736	10,916	6.74	1,445	22,241	6.50
10 ~ 14	908	11,497	7.90	827	10,859	7.62	1,735	22,356	7.76
15 ~ 19	1,253	10,859	11.54	1,087	10,378	10.47	2,340	21,237	11.02
20 ~ 24	2,243	14,632	15.33	2,107	14,070	14.98	4,350	28,702	15.16
25 ~ 29	2,409	20,404	11.81	2,440	20,148	12.11	4,849	40,552	11.96
30 ~ 34	2,026	18,967	10.68	2,100	19,151	10.97	4,126	38,118	10.82
35 ~ 39	2,141	18,946	11.30	2,148	19,187	11.20	4,289	38,133	11.25
40 ~ 44	2,431	20,790	11.69	2,299	20,400	11.27	4,730	41,190	11.48
45 ~ 49	2,730	21,869	12.48	2,575	21,633	11.90	5,305	43,502	12.19
50 ~ 54	3,195	23,803	13.42	3,121	23,688	13.18	6,316	47,491	13.30
55 ~ 59	3,031	20,142	15.05	3,121	18,795	16.61	6,152	38,937	15.80
60 ~ 64	3,267	14,565	22.43	3,703	13,999	26.45	6,970	28,564	24.40
65 ~ 69	4,581	11,125	41.18	6,143	11,812	52.01	10,724	22,937	46.75
70 ~ 74	7,024	11,540	60.87	9,392	12,954	72.50	16,416	24,494	67.02
75 以 上	0	25,923	0.00	0	39,153	0.00	0	65,076	0.00
合 計	38,593	266,437	14.48	42,353	276,715	15.31	80,946	543,152	14.90



※75歳以上(65歳から74歳までの障がいの方は任意)は後期高齢者医療制度に加入する

III 保険給付

1 納付の種類

【療養の給付】

被保険者が病気やけがをしたとき、保険医療機関にマイナンバーカード、資格確認書のいずれかを提示し、一部負担金を支払うことで、次の給付が受けられる。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

【給付の割合】

一般被保険者	7割
同 (義務教育就学前)	8割
同 (70歳以上)	8割
同 (70歳以上一定以上所得者)	7割

【入院時食事療養費】

入院時の食事の費用について、食事療養標準負担額を除く金額を支給する。

●被保険者の負担額

区分			標準負担額
70歳未満	住民税課税世帯	指定難病患者等以外の人	510円／食
		指定難病患者等	300円／食
	住民税 非課税世帯	過去12か月の入院日数が90日以下	240円／食
		過去12か月の入院日数が90日超	190円／食
	一般及び現役並み 所得者	指定難病患者等以外の人	510円／食
		指定難病患者等	300円／食
70歳以上	住民税 非課税 世帯	過去12か月の入院日数が90日以下	240円／食
		過去12か月の入院日数が90日超	190円／食
	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	110円／食

※住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで標準負担額が減額される

※令和7年4月改定

【入院時生活療養費】

療養病床に入院する 65 歳以上の方の生活療養(食事療養並びに温度、照明及び給水)に要した費用について、生活療養標準負担額を除く金額を支給する。

【保険外併用療養費】

評価療養(高度の医療技術を用いた療養等で、将来保険給付の対象とすべきかの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めたもの)及び選定療養(特別療養環境室の利用など、患者が追加費用を負担して受けることができる保険適用外の追加的サービスのうち厚生労働大臣が定めたもの)を保険適用内の療養と併せて受けた場合に、当該保険適用内の療養について、一部負担金を除いた額を支給(現物給付)する(原則は保険適用外の療養と保険適用内の療養の混合診療についてはその療養全体が保険適用外となる)。

【訪問看護療養費】

居宅において継続して療養を受ける状態にある者が、指定訪問看護事業者の指定訪問看護を受けた場合に、一部負担金等を除いた額を支給する。

【療養費】

緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示せずに治療を受けた場合や医師が治療上必要と認めた補装具を購入した場合等は、一部負担金を除いた額を支給する。

【海外療養費】

緊急その他やむを得ない理由等により、海外で治療を受け医療費を支払ったときは、日本国内で保険診療として認められている治療や薬剤の国内相当額と実費額を比較し、金額が低いものから一部負担金相当額を除いた額を支給する。

【移送費】

医師が必要と認めた重病人の緊急移送等のための交通費等を支給する。

【特別療養費】

保険料の滞納により医療費の自己負担割合が 10 割となった被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けた場合に、その費用のうち、保険者負担分(7 割/8 割)を申請により支給する(ただし、給付の差止めにより給付を受けられない場合がある)。

【出産育児一時金】

被保険者が出産した場合に支給する。

1 件 500,000 円

【葬祭費の支給】

被保険者が死亡したときに葬祭を執り行った方に支給する。

1 件 70,000 円

【高額療養費】

被保険者が負担する 1 か月間の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給する。

●70 歳未満の方の自己負担限度額(1 か月)

適用区分	所得区分	自己負担限度額(1か月間)
ア	年間所得額が 901 万円を超える世帯	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 【140,100 円】*1
イ	年間所得額が 600 万円超 901 万円以下の世帯	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 【93,000 円】*1
ウ	年間所得額が 210 万円超 600 万円以下の世帯	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 【44,400 円】*1
エ	年間所得額が 210 万円以下の世帯	57,600 円 【44,400 円】*1
オ	住民税非課税世帯	35,400 円 【24,600 円】*1

※年間所得額……国保被保険者(擬制世帯主を除く)の前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額から基礎控除額(合計所得金額が 2,400 万円以下の場合は 43 万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。)の世帯全員の合計額

※住民税非課税世帯……世帯主擬制世帯主を含むと国保被保険者全員が住民税非課税の世帯
*1……過去 12 か月の間に 4 回以上高額療養費の支給を受けるときの 4 回目以降の負担限度額

●70歳以上の方の自己負担限度額(1か月)

所得区分			外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
3 割 負 担	現役並み所得者	住民税課税標準額 690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】*1	
		住民税課税標準額 380万円以上 ～690万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】*1	
		住民税課税標準額 145万円以上 ～380万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】*1	
2 割 負 担	一般		18,000円 【144,000円】*2	57,600円 【44,400円】*1
	住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
		低所得Ⅰ		15,000円

※低所得Ⅱ……世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税の方

※低所得Ⅰ……世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税かつ年金収入 807,600円以下で、
その他の所得がない方

*1……過去12か月の間に4回以上高額療養費の支給を受けるときの4回目以降の負担限度額

*2……年間上限額

【高額介護合算療養費】

医療費と介護費の両方に自己負担のある世帯に、1年間(毎年8月～翌年7月末まで)で
かかった医療費と介護費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合にその超えた額を支
給する。

＜70歳未満の方がいる世帯の自己負担限度額＞

所得区分	国保+介護保険
年間所得額901万円超	212万円
年間所得額600万円超901万円以下	141万円
年間所得額210万円超600万円以下	67万円
年間所得額210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

＜70歳～74歳の方のみの世帯の自己負担限度額＞

所得区分	国保＋介護保険	
現役並み所得者	住民税課税標準額 690万円以上	212万円
	住民税課税標準額 380万円以上 ～690万円未満	141万円
	住民税課税標準額 145万円以上 ～380万円未満	67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

2 給付状況

(1)療養諸費

【令和6年度療養諸費内訳】

区分		一般被保険者		退職被保険者等		合計	
		件数(件)	費用額(円)	件数(件)	費用額(円)	件数(件)	費用額(円)
療養給付	診療費	943,958	26,189,769,403	0	0	943,958	26,189,769,403
	調剤	555,348	6,246,658,999	0	0	555,348	6,246,658,999
	(食事療養・生活療養)	(15,200)	400,490,676	0	0	(15,200)	400,490,676
	訪問看護	8,284	754,033,590	0	0	8,284	754,033,590
	計	1,507,590	33,590,952,668	0	0	1,507,590	33,590,952,668
諸費用等	診療費	2,886	82,142,988	0	0	2,886	82,142,988
	補装具	655	24,125,289	0	0	655	24,125,289
	柔道整復師	31,120	252,443,350	0	0	31,120	252,443,350
	アンマ・マッサージ	2,029	74,714,845	0	0	2,029	74,714,845
	ハリ・キュウ	2,295	39,243,172	0	0	2,295	39,243,172
	その他	0	0	0	0	0	0
	食事療養・生活療養	6	0	0	0	6	0
	移送費	0	0	0	0	0	0
	計	38,991	472,669,644	0	0	38,991	472,669,644
	合計	1,546,581	34,063,622,312	0	0	1,546,581	34,063,622,312

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【令和6年度診療費内訳】

事業年報平均被保険者数 一般 83,184 人
(令和6年度) 退職 0 人
合計 83,184 人

区分		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)
入院	一般	15,849	228,592	11,028,734,953	695,863	132,582	19.05
	退職	0	0	0			
	計	15,849	228,592	11,028,734,953	695,863	132,582	19.05
入院外	一般	744,633	1,141,655	12,741,274,854	17,111	153,170	895.16
	退職	0	0	0			
	計	744,633	1,141,655	12,741,274,854	17,111	153,170	895.16
歯科	一般	183,476	295,641	2,419,759,596	13,188	29,089	220.57
	退職	0	0	0			
	計	183,476	295,641	2,419,759,596	13,188	29,089	220.57
合計		943,958	1,665,888	26,189,769,403	27,745	314,841	1134.78

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

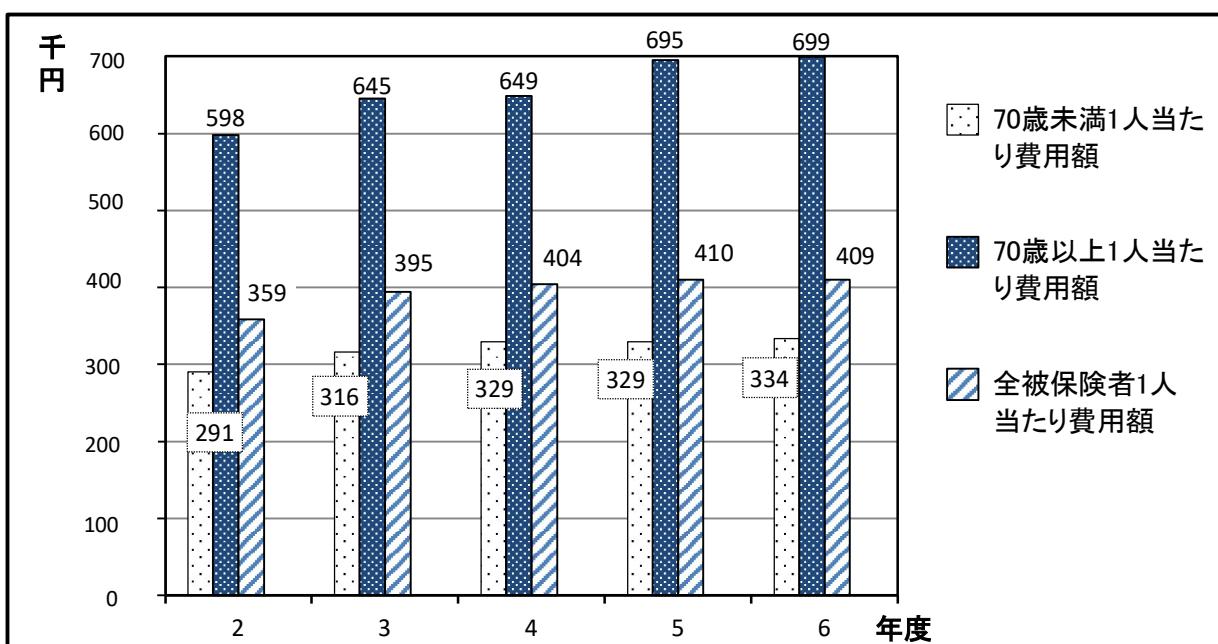
【年度別療養諸費】

事業年報平均被保険者数 一般 83,184 人
(令和6年度) 退職 0 人
合計 83,184 人

年度	区分	件数 (件)	費用額 (円)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	受診率 (%)
2	一般被保険者	1,548,001	34,417,072,226	22,233	358,870	1,614.12
	70歳以上再掲	548,279	12,717,347,205	23,195	597,648	2,576.62
	退職被保険者等	25	129,290	5,172		
	合計	1,548,026	34,417,201,516	22,233	358,871	1,614.14
3	一般被保険者	1,640,599	36,680,413,235	22,358	394,719	1,765.45
	70歳以上再掲	604,517	14,283,613,033	23,628	645,354	2,731.29
	退職被保険者等	0	△4,000			
	合計	1,640,599	36,680,409,235	22,358	394,719	1,765.45
4	一般被保険者	1,630,008	36,125,287,125	22,163	404,072	1,823.21
	70歳以上再掲	586,222	13,634,753,077	23,259	648,872	2,789.81
	退職被保険者等	△8	△44,790			
	合計	1,630,000	36,125,242,335	22,163	404,072	1,823.21
5	一般被保険者	1,607,547	35,454,399,297	22,055	409,660	1,857.45
	70歳以上再掲	544,440	13,235,323,555	24,310	695,279	2,860.05
	退職被保険者等	△27	△17,280			
	合計	1,607,520	35,454,382,017	22,055	409,659	1,857.42
6	一般被保険者	1,546,581	34,063,622,312	22,025	409,497	1,859.23
	70歳以上再掲	497,510	12,020,627,285	24,162	698,914	2,892.67
	退職被保険者等	0	0			
	合計	1,546,581	34,063,622,312	22,025	409,497	1,859.23

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年齢別1人当たり費用額年度別推移】



※70歳未満には退職被保険者等を含む

【年度別療養給付費】

年 度	区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	保 険 者 負 担 額 (円)	一 部 負 担 金 (円)	他 法 負 担 分 (円)
2	一 般	1,504,174	33,941,440,365	24,846,463,146	8,071,081,533	1,023,895,686
	退 職	18	73,030	50,911	40,269	△18,150
	合 計	1,504,192	33,941,513,395	24,846,514,057	8,071,121,802	1,023,877,536
3	一 般	1,595,564	36,193,439,692	26,560,794,606	8,474,074,690	1,158,570,396
	退 職	0	△4,000	△2,800	△1,200	0
	合 計	1,595,564	36,193,435,692	26,560,791,806	8,474,073,490	1,158,570,396
4	一 般	1,588,158	35,667,216,872	26,154,618,024	8,296,779,997	1,215,818,851
	退 職	△8	△44,790	△31,353	△13,437	0
	合 計	1,588,150	35,667,172,082	26,154,586,671	8,296,766,560	1,215,818,851
5	一 般	1,566,933	35,011,210,895	25,663,917,251	8,128,763,999	1,218,529,645
	退 職	△27	△17,280	△12,096	△5,184	0
	合 計	1,566,906	35,011,193,615	25,663,905,155	8,128,758,815	1,218,529,645
6	一 般	1,507,590	33,590,952,668	24,553,828,965	7,913,182,320	1,123,941,383
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	1,507,590	33,590,952,668	24,553,828,965	7,913,182,320	1,123,941,383

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別療養費】

年 度	区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	保 険 者 負 担 額 (円)	一 部 負 担 金 (円)	他 法 負 担 分 (円)
2	一 般	43,822	475,631,861	347,283,948	128,303,385	44,528
	退 職	7	56,260	39,382	16,878	0
	合 計	43,829	475,688,121	347,323,330	128,320,263	44,528
3	一 般	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
4	一 般	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
5	一 般	40,607	443,182,052	323,012,123	120,169,929	0
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	40,607	443,182,052	323,012,123	120,169,929	0
6	一 般	38,985	472,669,644	343,895,460	128,774,184	0
	退 職	0	0	0	0	0
	合 計	38,985	472,669,644	343,895,460	128,774,184	0

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)移送費は除く

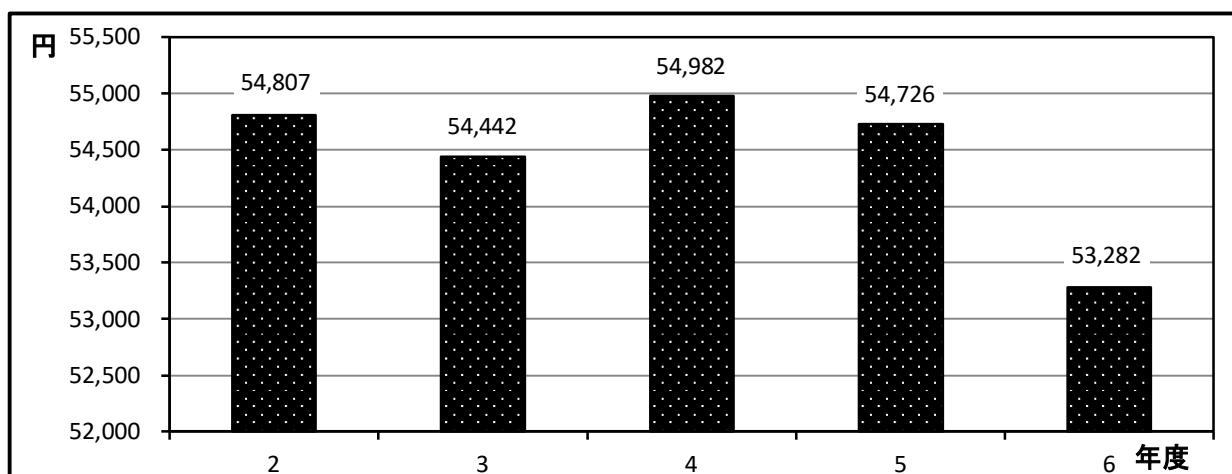
(2) 高額療養費

【年度別高額療養費】

年 度	一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		合 计	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
2	67,583	3,704,243,284	7	129,082	67,590	3,704,372,366
3	72,774	3,961,971,294	0	0	72,774	3,961,971,294
4	68,841	3,785,048,214	0	△210	68,841	3,785,048,004
5	69,279	3,791,355,024	0	0	69,279	3,791,355,024
6	69,678	3,712,601,538	0	0	69,678	3,712,601,538

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【高額療養費1件当たり支給額年度別推移】



【令和6年度高額療養費内訳】

区 分	一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		合 计	
	件 数 (件)	金 额 (円)	件 数 (件)	金 额 (円)	件 数 (件)	金 额 (円)
合 算 分	多数該当分	6,483	136,911,613	0	0	6,483 136,911,613
	その 他	27,617	222,493,230	0	0	27,617 222,493,230
单 独 分	多数該当分	5,093	536,504,411	0	0	5,093 536,504,411
	長期疾病分	6,381	545,567,650	0	0	6,381 545,567,650
入 院 分	入 院 分	9,358	1,514,031,965	0	0	9,358 1,514,031,965
	その 他	10,129	369,139,426	0	0	10,129 369,139,426
他 法 併 用 分		4,617	387,953,243	0	0	4,617 387,953,243
合 计	計	69,678	3,712,601,538	0	0	69,678 3,712,601,538

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

※外逐年間合算支給額を含む

(3) 高額介護合算療養費

【年度別高額介護合算療養費】

年 度	一 般 被 保 险 者		退 職 被 保 险 者 等		合 計	
	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)
2	286	5,373,795	0	0	286	5,373,795
3	154	4,078,758	0	0	154	4,078,758
4	165	5,433,741	0	0	165	5,433,741
5	324	7,731,561	0	0	324	7,731,561
6	225	6,545,216	0	0	225	6,545,216

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

(4)出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金

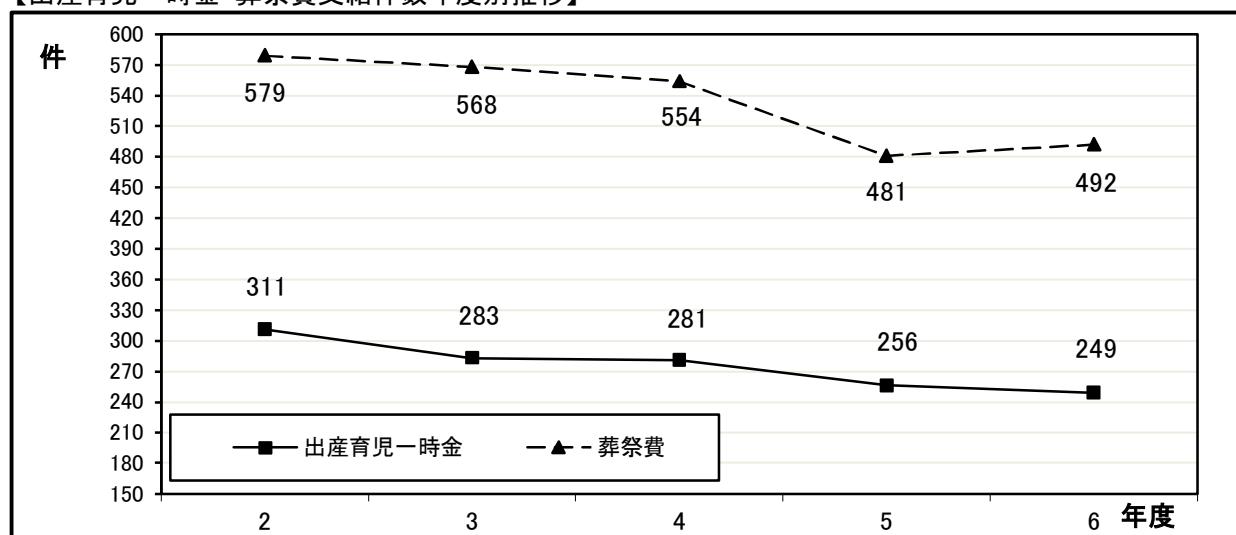
【年度別出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金】

年 度	出 産 育 児 一 時 金 ※		葬 祭 費 (7 万 円)		結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	
	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)	件数(件)	金 額 (円)
2	311	130,620,000	579	40,530,000	34,853	39,194,978
3	283	118,860,000	568	39,760,000	37,623	42,194,810
4	281	118,020,000	554	38,797,500	38,861	43,520,325
5	256	124,800,000	481	33,670,000	40,826	46,321,900
6	249	124,100,000	492	34,440,000	42,174	48,049,219

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

※令和5年3月以前の出産は42万円、令和5年4月以降の出産は50万円

【出産育児一時金・葬祭費支給件数年度別推移】



(5)不当利得・不正利得・第三者行為

- 不当利得…… 社会保険加入・転出等で被保険者資格喪失後保険給付があった場合は、被保険者に保険者負担分を請求する。
- 不正利得…… 偽り・その他の不正行為により保険給付を受けた者に対し、保険者はその給付の価額の全部または一部を徴収する。
- 第三者行為…… 公害・交通事故等の第三者の行為により生じた負傷で保険給付を行った場合、保険者は被保険者に代わって損害賠償請求権を代位取得し、その給付の価額の限度において第三者に請求する。

【年度別不当利得返還金】

年度	区分	歳入(返納金)				歳出戻入(戻入金)			
		調定		収入		調定		収入	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
2	一般	2,027	27,563,494	678	5,669,318	116	4,282,549	71	471,374
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2,027	27,563,494	678	5,669,318	116	4,282,549	71	471,374
3	一般	3,955	81,533,652	1,561	12,919,663	274	3,664,400	147	1,083,034
	退職	1	2,800	1	2,800	0	0	0	0
	合計	3,956	81,536,452	1,562	12,922,463	274	3,664,400	147	1,083,034
4	一般	2,154	39,794,114	1,726	24,190,005	176	1,399,506	122	1,115,502
	退職	6	8,176	6	8,176	0	0	0	0
	合計	2,160	39,802,290	1,732	24,198,181	176	1,399,506	122	1,115,502
5	一般	4,898	37,722,511	4,458	31,740,745	329	3,730,979	181	3,068,241
	退職	27	12,096	27	12,096	0	0	0	0
	合計	4,925	37,734,607	4,485	31,752,841	329	3,730,979	181	3,068,241
6	一般	2,980	37,211,687	1,772	25,954,967	426	3,019,675	273	1,827,182
	退職	7	12,803	7	12,803	0	0	0	0
	合計	2,987	37,224,490	1,779	25,967,770	426	3,019,675	273	1,827,182

数値:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別不正利得徴収金】

年度	区分	調定(円)	収入(円)
3	一般	0	0
	退職	0	0
	合計	0	0
4	一般	1,031,426	321,000
	退職	23,387	23,387
	合計	1,054,813	344,387
5	一般	0	0
	退職	0	0
	合計	0	0
6	一般	43,161	43,161
	退職	4,718	4,718
	合計	47,879	47,879

数值:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別第三者行為賠償金】

年度	区分	公害分				その他の			
		調定		収入		調定		収入	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
2	一般	112	1,104,400	112	1,104,400	436	26,496,411	436	22,170,226
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	112	1,104,400	112	1,104,400	436	26,496,411	436	22,170,226
3	一般	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
4	一般	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313
5	一般	118	1,038,996	118	1,038,996	313	12,484,198	313	12,484,198
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	118	1,038,996	118	1,038,996	313	12,484,198	313	12,484,198
6	一般	131	1,300,033	131	1,300,033	426	27,291,950	426	27,291,950
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	131	1,300,033	131	1,300,033	426	27,291,950	426	27,291,950

数值:国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

(6)一部負担金減免

【年度別一部負担金の減額・免除受付状況】

病院で支払う一部負担金が、災害、貧困等により支払いができなくなった場合、一定の条件に該当すれば、減額・免除される。減額・免除の措置については、最高6か月を超えて適用できない。

年 度	区 分	一 部 負 担 金 減 免 状 況				東 日 本 大 震 災 被 災 者 に 係 る 減 免 等			
		一 般 被 保 险 者		退 職 被 保 险 者 等		一 般 被 保 险 者		退 職 被 保 险 者 等	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	19	1,841,233	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	19	1,841,233	0	0
3	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
4	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0
5	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	21	3,291,754	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	21	3,291,754	0	0
6	減 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 除	0	0	0	0	24	4,899,673	0	0
	猶 予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	24	4,899,673	0	0

(7)貸付基金

【年度別高額療養費資金貸付基金貸付状況】

高額療養費が支給されるまでの間、支給見込額の9割相当分を療養資金として無利子で貸付ける制度。

年 度	貸 付 額		返 還 額 (繰 入 金 含 む)		基 金 残 額 (円)
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	
2	6	392,000	7	452,220	69,300,547
3	3	245,000	5	275,608	69,331,155
4	0	0	0	0	69,331,155
5	0	0	2	178,845	69,510,000
6	0	0	1	84,000	69,594,000

【年度別出産費資金貸付基金貸付状況】

出産育児一時金が支給されるまでの間、支給見込額の8割を上限として無利子で貸付ける制度。

年 度	貸 付 額		返 還 額 (繰 入 金 含 む)		基 金 残 額 (円)
	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	
2	0	0	3	930,000	9,100,000
3	0	0	0	0	9,100,000
4	0	0	1	300,000	9,400,000
5	0	0	2	600,000	10,000,000
6	0	0	0	0	10,000,000

(8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金

年 度	件 数 (件)	金 額 (円)
3	71	3,692,715
4	307	10,472,791
5	21	696,714
6	0	0

IV 保険料

1 算出方法

【令和6年度保険料算出方法(世帯あたり)】

	基礎賦課分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	加入者全員の ※「年間所得額」×8.69%	加入者全員の ※「年間所得額」×2.80%	40～64歳の加入者の ※「年間所得額」×2.31%
均等割額	1人当たり49,100円	1人当たり16,500円	1人当たり16,500円
賦課限度額	650,000円	240,000円	170,000円

※「年間所得額」=前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。)

2 収納状況

【年度別収納状況】

年度	区分	調定額 A (円)	収納額 B (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 B/A(%)
2	現年分	10,874,577,883	9,700,559,075	12,483,592	1,166,732,291	89.20
	滞納繰越分	2,877,974,499	586,798,342	776,024,986	1,516,206,881	20.39
	合計	13,752,552,382	10,287,357,417	788,508,578	2,682,939,172	74.80
3	現年分	10,959,788,962	10,030,203,159	10,604,056	923,583,567	91.52
	滞納繰越分	2,607,147,407	617,683,460	848,603,587	1,143,000,593	23.69
	合計	13,566,936,369	10,647,886,619	859,207,643	2,066,584,160	78.48
4	現年分	11,328,064,191	10,322,700,963	26,720,699	986,799,342	91.13
	滞納繰越分	2,044,253,182	534,973,563	790,566,635	720,687,385	26.17
	合計	13,372,317,373	10,857,674,526	817,287,334	1,707,486,727	81.20
5	現年分	10,951,461,638	10,048,250,774	20,509,911	888,705,223	91.75
	滞納繰越分	1,673,030,189	535,876,553	632,524,615	505,327,361	32.03
	合計	12,624,491,827	10,584,127,327	653,034,526	1,394,032,584	83.84
6	現年分	12,061,218,826	11,037,134,458	17,320,083	1,018,238,386	91.51
	滞納繰越分	1,363,246,765	488,910,843	443,473,305	432,145,743	35.86
	合計	13,424,465,591	11,526,045,301	460,793,388	1,450,384,129	85.86

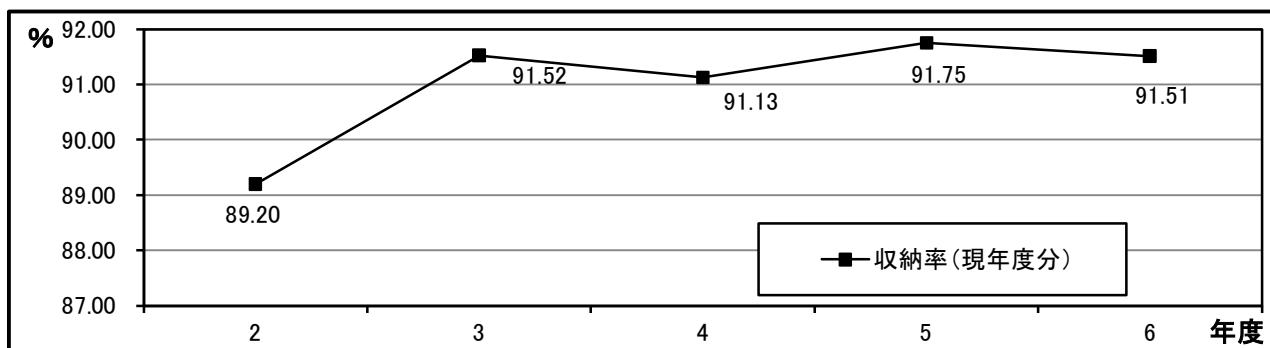
※現年分には過年度相当分を含む

※現年分・滞納繰越分ともに居所不明分を除く

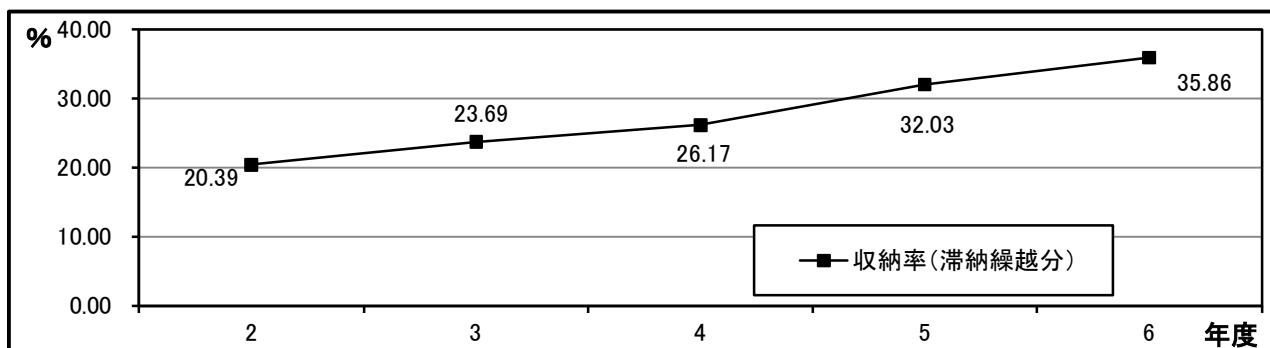
※収納額は収入額から還付未済額を差引いたもの

【収納率年度別推移】

(現年度分)



(滞納繰越分)



【令和6年度一般被保険者・退職被保険者等別保険料収納状況】

(1)基礎賦課分

区分	調定額(円)	収納額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
一般被保険者	現年分	8,286,969,727	7,582,342,297	11,514,114	693,113,316
	(居所不明分)	7,872,983			—
	計	8,279,096,744	7,582,342,297	11,514,114	693,113,316
	滞納繰越分	916,301,439	329,030,160	298,110,097	289,161,182
	(居所不明分)	872,396			—
退職被保険者等	計	915,429,043	329,030,160	298,110,097	289,161,182
	現年分	0	0	0	0.00
	(居所不明分)	0			—
	計	0	0	0	0.00
	滞納繰越分	42,329	30,143	12,186	71.21
合計	(居所不明分)	0			—
	計	42,329	30,143	0	12,186
	現年分	8,286,969,727	7,582,342,297	11,514,114	693,113,316
	(居所不明分)	7,872,983			—
	計	8,279,096,744	7,582,342,297	11,514,114	693,113,316
	滞納繰越分	916,343,768	329,060,303	298,110,097	289,173,368
	(居所不明分)	872,396			—
	計	915,471,372	329,060,303	298,110,097	289,173,368
					35.94

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

(2)後期高齢者支援金等分

区分		調定額 (円)	収納額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
一般被保険者	現年分	2,762,810,511	2,529,876,758		229,144,469	91.57
	(居所不明分)	2,607,627				—
	計	2,760,202,884	2,529,876,758	0	229,144,469	91.66
	滞納繰越分	302,056,396	108,551,798	97,782,507	95,722,091	35.94
	(居所不明分)	289,587				—
	計	301,766,809	108,551,798	97,782,507	95,722,091	35.97
退職被保険者等	現年分	0	0	0	0	0.00
	(居所不明分)	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞納繰越分	13,775	10,067	0	3,708	73.08
	(居所不明分)	0				—
	計	13,775	10,067	0	3,708	73.08
合計	現年分	2,762,810,511	2,529,876,758	0	229,144,469	91.57
	(居所不明分)	2,607,627				—
	計	2,760,202,884	2,529,876,758	0	229,144,469	91.66
	滞納繰越分	302,070,171	108,561,865	97,782,507	95,725,799	35.94
	(居所不明分)	289,587				—
	計	301,780,584	108,561,865	97,782,507	95,725,799	35.97

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

(3)介護納付金分

区分		調定額 (円)	収納額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
一般被保険者	現年分	1,022,912,689	924,915,403	2,016,685	95,980,601	90.42
	(居所不明分)	993,491				—
	計	1,021,919,198	924,915,403	2,016,685	95,980,601	90.51
	滞納繰越分	146,106,420	51,280,715	47,580,701	47,245,004	35.10
	(居所不明分)	121,143				—
	計	145,985,277	51,280,715	47,580,701	47,245,004	35.13
退職被保険者等	現年分	0	0	0	0	0.00
	(居所不明分)	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞納繰越分	9,532	7,960	0	1,572	83.51
	(居所不明分)	0				—
	計	9,532	7,960	0	1,572	83.51
合計	現年分	1,022,912,689	924,915,403	2,016,685	95,980,601	90.42
	(居所不明分)	993,491				—
	計	1,021,919,198	924,915,403	2,016,685	95,980,601	90.51
	滞納繰越分	146,115,952	51,288,675	47,580,701	47,246,576	35.10
	(居所不明分)	121,143				—
	計	145,994,809	51,288,675	47,580,701	47,246,576	35.13

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

【令和6年度保険料納入方法別収納状況】

〈現年分〉

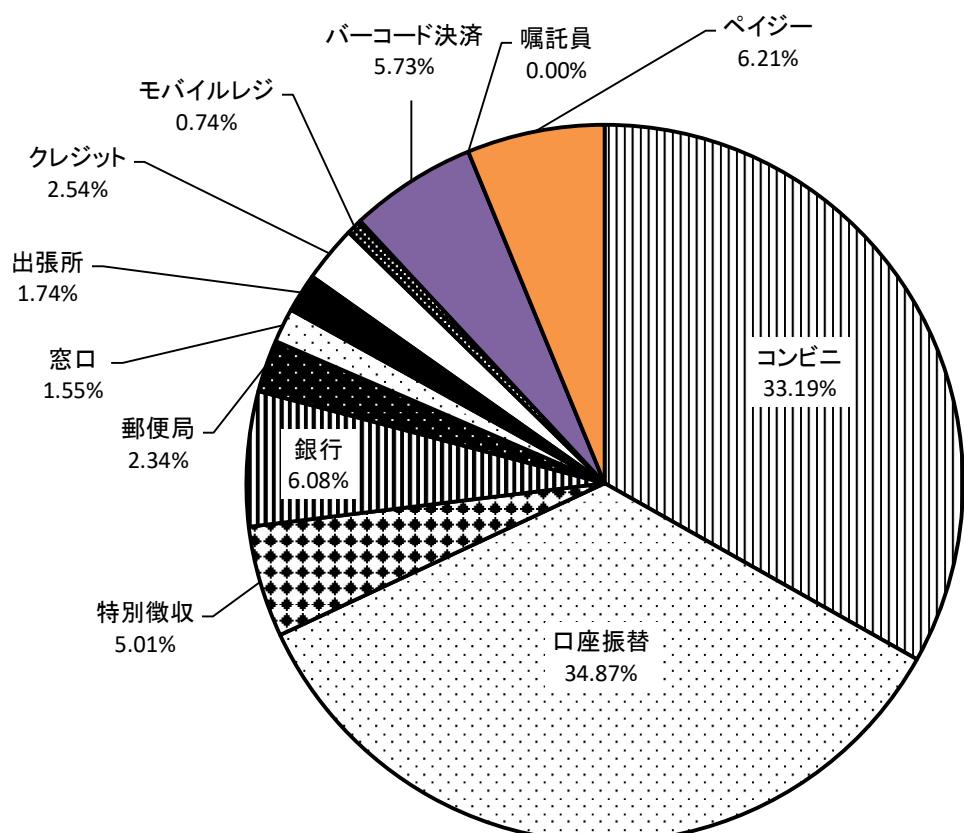
納付機関	件数(件)	金額(円)	構成比(%)
銀行	16,362	627,859,635	5.7
郵便局	17,697	263,014,796	2.4
窓口	10,983	143,022,095	1.3
出張所	11,538	184,597,003	1.7
口座振替	167,153	4,019,016,419	36.4
コンビニ	211,491	3,556,953,777	32.2
モバイルレジ	2,558	81,437,696	0.7
クレジット	8,287	269,594,811	2.4
バーコード決済	31,185	623,809,468	5.7
ペイジー	20,645	690,775,827	6.3
嘱託員	0	0	0.0
特別徴収	39,798	577,052,931	5.2
合計	537,697	11,037,134,458	100.0

〈滞納繰越分〉

納付機関	件数(件)	金額(円)	構成比(%)
銀行	3,430	73,496,293	15.0
郵便局	681	7,306,262	1.5
窓口	2,474	35,465,013	7.3
出張所	1,014	15,930,618	3.3
コンビニ	21,765	268,026,893	54.8
モバイルレジ	257	3,812,693	0.8
クレジット	1,110	23,030,811	4.7
バーコード決済	2,861	36,811,632	7.5
ペイジー	979	25,030,628	5.1
嘱託員	0	0	0.0
合計	34,571	488,910,843	100.0

※金額は、還付未済額を差引いた純収入額

【構成比(現年分・滞納繰越分金額合計)】



3 減額・免除

(1)均等割額の減額

令和5年中の総所得金額等が下記の基準以下だった世帯は、保険料の均等割額が減額される。

減額区分	世帯主及び国保加入者※の総所得金額等の合計
7割減額	43万円*
5割減額	43万円*+(国保加入者の数×29.5万円)
2割減額	43万円*+(国保加入者の数×54.5万円)

* 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与・年金所得者の数^(注)-1)
 (注) 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える者)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の者、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の者)をいう。

※ 国保加入者には国保から後期高齢者医療制度に移行した者も含まれる。

【均等割額の減額状況】

年度	7割減額		5割減額		2割減額		合計		一人当たり 軽減額
	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	
4	30,561	1,078,819,740	11,949	305,259,821	9,750	98,691,154	52,260	1,482,770,715	28,373
5	31,250	1,177,834,770	11,233	312,128,629	9,154	100,948,253	51,637	1,590,911,652	30,810
6	30,549	1,250,584,933	10,519	318,491,427	8,503	101,468,061	49,571	1,670,544,421	33,700

(2)非自発的な失業による軽減

会社都合等により離職された方は、申請により保険料が軽減できる場合がある。

【内容と対象期間】

- 内容………給与所得を30%に減額して保険料を算定
- 対象期間………離職日の翌日～翌年度末

【非自発的な失業による軽減状況】

年度	世帯数	人数	軽減額
4	1,405	1,412	142,963,341
5	1,372	1,379	147,431,893
6	1,455	1,461	191,796,990

(3)未就学児の均等割の軽減

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者は、均等割額を半額に軽減する。

【未就学児均等割の減額状況】

年度	7割減額		5割減額		2割減額		なし		合計	
	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額
4	721	4,207,520	247	2,648,607	249	3,948,388	1,321	18,170,750	2,538	28,975,265
5	704	4,642,537	251	2,921,053	223	3,920,493	1,203	26,779,348	2,381	38,263,431
6	659	4,809,926	205	2,712,777	216	4,388,616	1,113	26,775,423	2,193	38,686,742

(4)出産被保険者に対する免除(令和6年1月から施行)

届け出により、出産被保険者について算定した当該年度に納める保険料から、免除対象期間のうち、当該年度に属する月分を免除する。

【対象者と対象期間】

○対象者………出産する被保険者及び令和5年11月1日以降に出産した被保険者

○対象期間………出産(予定)日の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から翌々月

【産前産後の減免状況】

年度	7割減額		5割減額		2割減額		なし		合計	
	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額	人数	軽減額
5	19	70,112	7	35,553	11	203,362	70	3,119,119	107	3,428,146
6	65	379,246	10	91,049	26	528,335	198	12,775,199	299	13,773,829

(5)条例による減免

災害等により生活が著しく困難となり、保険料の納付が困難となった場合、一定の条件に該当すれば、一定期間保険料が減額・免除される

【年度別減免受付状況】

年度	減免事由									合計	
	収入減少 (失業・倒産)		生活困窮 (病気・ケガ)		その他 (刑法犯等)		東日本大震災		新型コロナウイルス 感染症		
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数
2	0	0	0	0	18	1,151,511	15	1,380,379	4,005	770,964,433	4,038
3	0	0	0	0	21	1,025,169	18	1,052,358	1,151	222,741,746	1,190
4	0	0	0	0	20	1,418,955	18	1,539,272	322	59,645,335	360
5	6	291,399	0	0	11	386,087	19	768,683	5	229,176	41
6	4	362,635	0	0	12	490,958	12	1,071,581	-	-	28
											1,925,174

V 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導

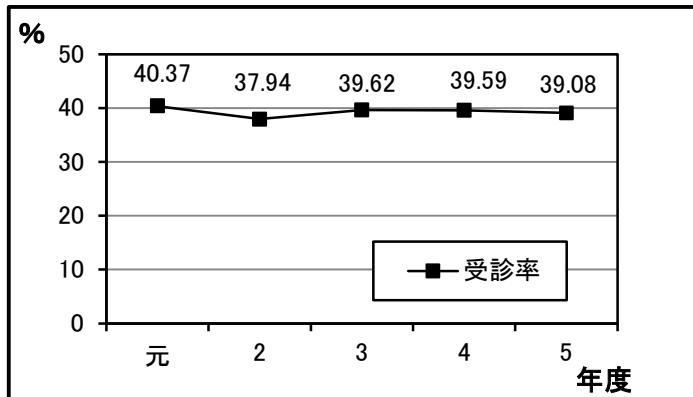
平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられた。被保険者の健康の保持・増進を図るために実施している。なお、特定健康診査と特定保健指導は、法定報告の関係上、最新年度は令和5年度となる。

【特定健康診査】

①5年度実施期間:6月21日～2月20日

②受診状況年度別推移

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
元	62,348	25,168	40.37
2	61,731	23,420	37.94
3	59,194	23,455	39.62
4	55,380	21,927	39.59
5	52,630	20,568	39.08



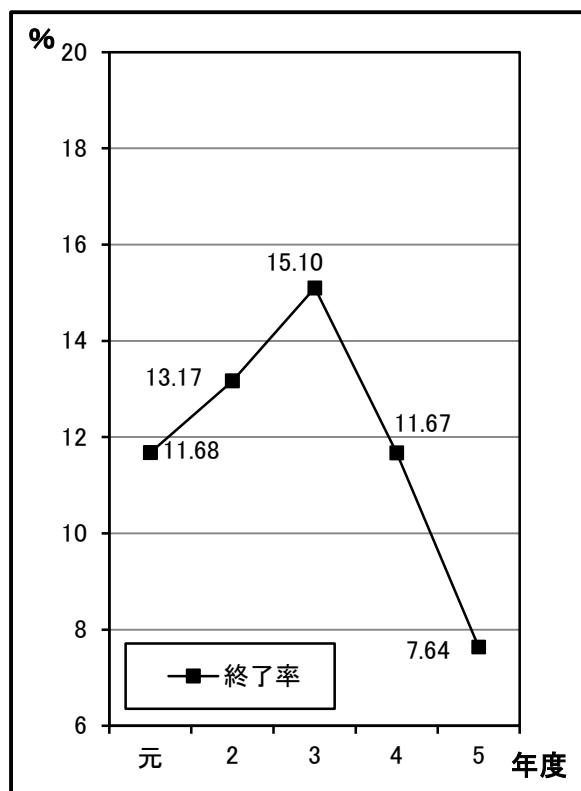
※対象者数、受診者数いずれも法定報告数値

【特定保健指導】

①5年度実施期間:令和5年10月～令和7年2月

②利用状況年度別推移

年度	区分	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了率 (%)
元	動機付け支援	1,983	267	13.46
	積極的支援	749	52	6.94
	計	2,732	319	11.68
2	動機付け支援	1,889	300	15.88
	積極的支援	708	42	5.93
	計	2,597	342	13.17
3	動機付け支援	1,845	321	17.40
	積極的支援	645	55	8.53
	計	2,490	376	15.10
4	動機付け支援	1,727	237	13.72
	積極的支援	613	36	5.87
	計	2,340	273	11.67
5	動機付け支援	1,572	137	8.72
	積極的支援	587	28	4.77
	計	2,159	165	7.64



※対象者数、終了者数いずれも法定報告数値

※法定報告は毎年10月が報告期限となるため、報告期限後の10月以降の終了者は、翌年度の報告に含まれる。

2 医療費通知

被保険者の健康に対する認識を深めるため、対象診療月において医療機関等を受診した者がいる全世帯へ通知書を送付した。

【年度別発送状況】

年 度	2	3	4	5	6
発 送 月	3年2月	4年2月	5年2月	6年2月	7年2月
対 象 診 療 月	元年11月～ 2年10月	2年11月～ 3年10月	3年11月～ 4年10月	4年11月～ 5年10月	5年11月～ 6年10月
件 数 (件)	55,992	54,933	53,575	52,411	50,709

3 ジェネリック医薬品利用促進

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進により、医療費適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用促進勧奨通知を送付している。28年度から通知業務を委託化し、6年度は年11回の送付を行った。

【年度別発送状況】

年 度	2	3	4	5	6
発 送 月	2年5月～ 3年3月	3年5月～ 4年3月	4年5月～ 5年3月	5年5月～ 6年3月	6年5月～ 7年3月
対 象 処 方 月	2年2月～ 2年12月	3年2月～ 3年12月	4年2月～ 4年12月	5年2月～ 5年12月	6年2月～ 6年12月
件 数 (件)	28,311	26,800	33,442	32,383	23,886
利 用 率 (%) ※	75.8	75.6	77.5	81.0	86.0

※ 年度末時点の数量ベース

4 重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業

直近6か月のレセプトデータより、重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者に該当する支援対象者計100名に参加勧奨を行い、同意が得られた方に訪問指導を実施した。

【年度別指導実績(重複・多剤服薬者、重複・頻回受診者訪問指導事業)】

年 度	2	3	4	5	6
対 象 者 (人)	100	129	100	100	100
初回指導実績(人)	19	20	26	17	15
実 施 率 (%)	19.00	15.50	26.00	17.00	15.00

5 糖尿病重症化予防事業

糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病重症化のリスクの高い方に対して、医療機関への受診勧奨および保健指導を行った。

(1)医療機関への受診勧奨

前年度の特定健診結果で受診勧奨値を超えている糖尿病未治療の方へ、医療機関受診を促す電話勧奨を実施した。(令和2年度から開始)

【年度別勧奨実績(受診勧奨)】

年 度	2	3	4	5	6
対 象 者 (人)	64	62	54	23	38
初回勧奨実績(人)	48	37	31	16	23
実 施 率 (%)	75.00	59.68	57.41	69.57	60.53

(2)保健指導

医療機関からの推薦・前年度特定健診結果・レセプトデータを基に対象者を抽出し、管理栄養士等による糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいた約6か月間の保健指導を実施した。

【年度別指導実績(保健指導)】

年 度	2	3	4	5	6
対 象 者 (人)	200	200	200	200	200
初回指導実績(人)	24	8	12	16	16
実 施 率 (%)	12.00	4.00	6.00	8.00	8.00

6 人間ドック受診費助成

人間ドックを受診した被保険者に対し、受診費用助成(上限:8,000円)を行った。(令和元年度から開始)

【年度別助成実績】

年 度	2	3	4	5	6
助 成 件 数 (件)	395	513	623	772	847
助 成 額 (円)	3,160,000	4,104,000	4,983,000	6,176,000	6,775,920

VI 財政

1 令和6年度国保会計決算状況

(1) 歳 入

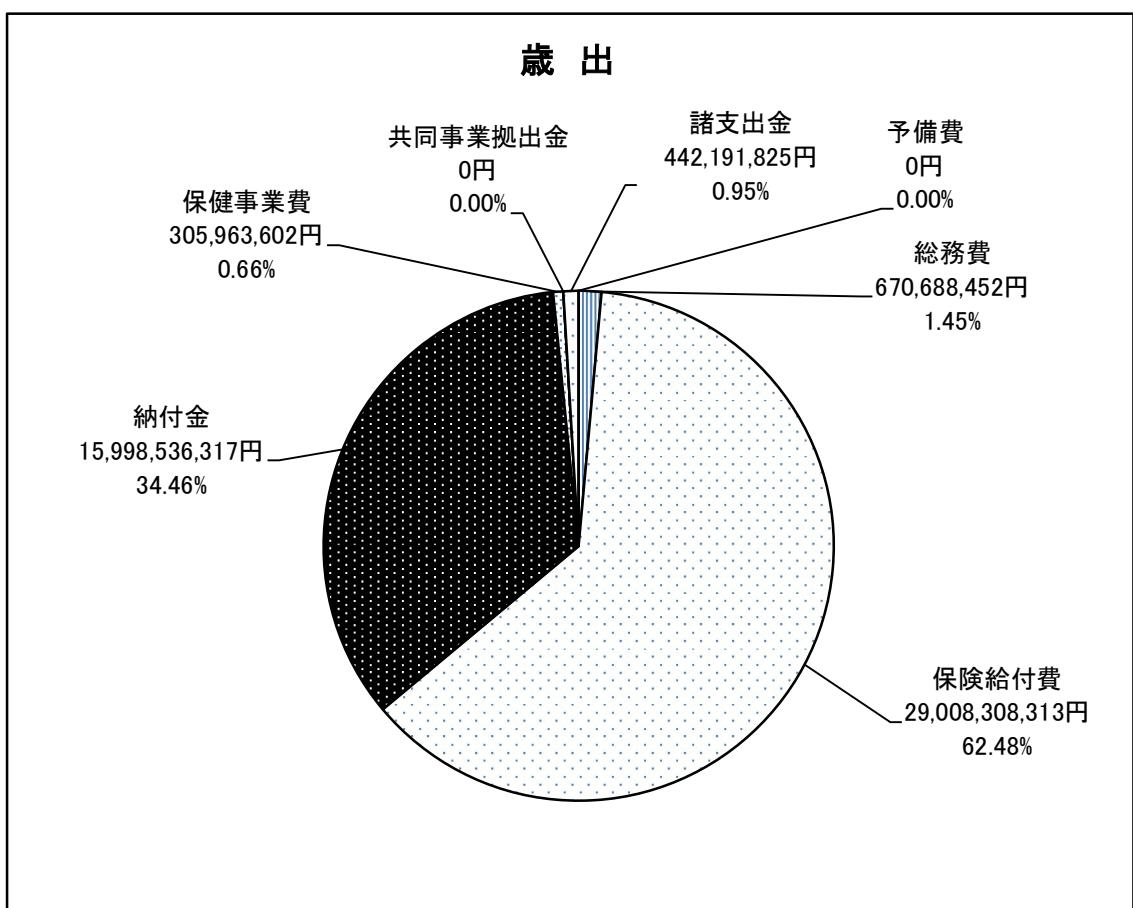
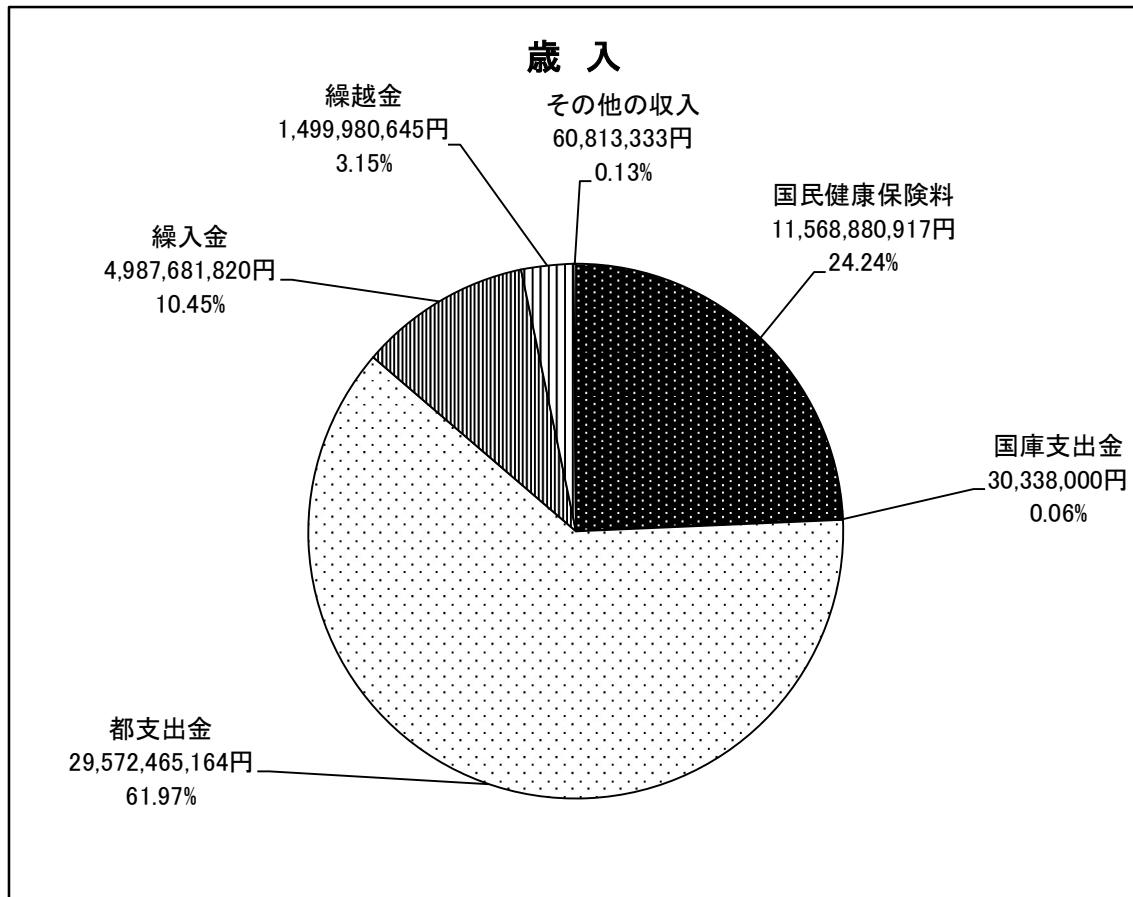
(単位:円, %)

科 目		予 算 現 額 A	収 入 濟 額 B	対予算増減額(B-A)	構 成 比	
保 險 料	医療給付費分	現年分	7,358,879,000	7,616,951,325	258,072,325 15.96	
		滞納繰越分	310,233,000	330,864,652	20,631,652 0.69	
	後期高齢者 支援金等分	現年分	2,455,653,000	2,534,073,056	78,420,056 5.31	
		滞納繰越分	102,259,000	108,945,456	6,686,456 0.23	
	介護納付金分	現年分	912,794,000	926,644,612	13,850,612 1.94	
		滞納繰越分	49,468,000	51,401,816	1,933,816 0.11	
	計		11,189,286,000	11,568,880,917	379,594,917 24.24	
	国庫支出金		30,338,000	30,338,000	0 0.06	
	都 支 出 金	保険給付費等交付金(普通交付金)	30,848,730,000	29,118,237,164	△ 1,730,492,836 61.02	
		保険給付費等交付金(特別交付金)	267,370,000	454,228,000	186,858,000 0.95	
		財政安定化基金交付金	1,000	0	△ 1,000 0.00	
		計	31,116,101,000	29,572,465,164	△ 1,543,635,836 61.97	
繰 入 金		4,987,684,000	4,987,681,820	△ 2,180	10.45	
繰 越 金		1,499,980,000	1,499,980,645	645	3.15	
そ の 他 の 収 入		76,610,000	60,813,333	△ 15,796,667	0.13	
特 別 区 債		1,000	0	△ 1,000	0.00	
合 計		48,900,000,000	47,720,159,879	△ 1,179,840,121	100.00	

(2) 歳 出

(単位:円, %)

科 目		予 算 現 額 A	支 出 濟 額 B	不 用 額 (A - B)	構 成 比
保 險 給 付 費	総務費	747,894,000	670,688,452	77,205,548	1.45
	療養給付費	26,264,893,000	24,612,707,655	1,652,185,345	53.02
	療養費	349,287,000	344,529,152	4,757,848	0.74
	審査支払手数料	126,170,000	118,034,204	8,135,796	0.25
		小計	26,740,350,000	25,075,271,011	1,665,078,989 54.01
	高額療養費	4,102,267,000	3,719,672,971	382,594,029	8.01
	高額介護合算療養費	8,708,000	6,545,216	2,162,784	0.01
	移送費	1,001,000	0	1,001,000	0.00
	出産育児諸費	136,554,000	124,329,816	12,224,184	0.27
	葬祭費	38,710,000	34,440,000	4,270,000	0.08
費 用 費	結核・精神医療給付金	48,752,000	48,049,299	702,701	0.10
	傷病手当金	680,000	0	680,000	0.00
	計	31,077,022,000	29,008,308,313	2,068,713,687	62.48
	医療給付費分	11,355,935,000	11,355,933,239	1,761	24.46
納 付 金	後期高齢者支援金等分	3,417,821,000	3,417,819,470	1,530	7.36
	介護納付金分	1,224,784,000	1,224,783,608	392	2.64
	計	15,998,540,000	15,998,536,317	3,683	34.46
	財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.00
共同事業拠出金		10,000	0	10,000	0.00
保健事業費		420,276,000	305,963,602	114,312,398	0.66
公債費		1,000	0	1,000	0.00
予備費		200,000,000	0	200,000,000	0.00
諸支出金		456,256,000	442,191,825	14,064,175	0.95
合 計		48,900,000,000	46,425,688,509	2,474,311,491	100.00



2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移

(1)歳入

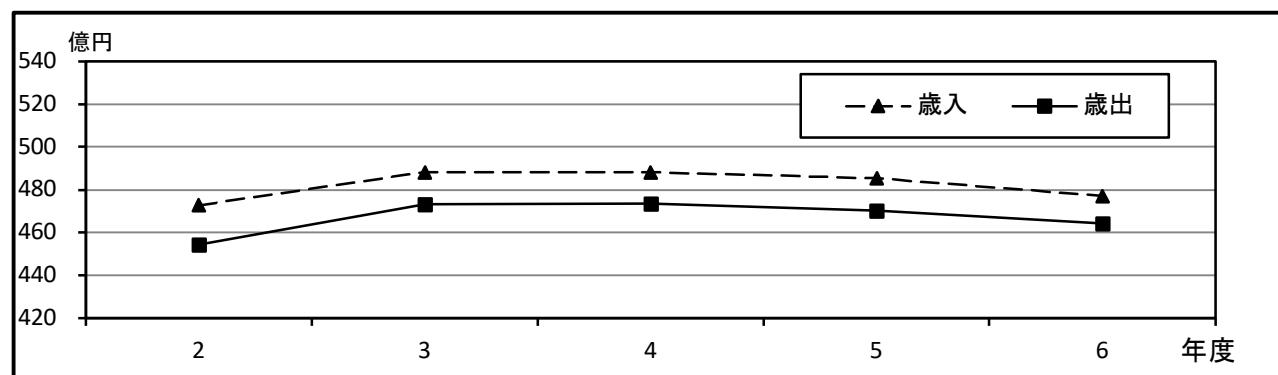
下段は歳入に占める割合(%)を表す。

年度 科目(円)	2	3	4	5	6
保 険 料	10,324,805,465 (21.15)	10,681,505,770 (21.88)	10,892,674,170 (22.32)	10,621,866,397 (21.89)	11,568,880,917 (24.24)
国 庫 支 出 金	650,768,000 (1.33)	138,394,000 (0.28)	1,917,000 (0.00)	2,466,000 (0.01)	30,338,000 (0.06)
療養給付費交付金					
都 支 出 金	30,251,162,765 (61.96)	31,996,739,204 (65.55)	31,268,701,009 (64.06)	30,669,974,675 (63.21)	29,572,465,164 (61.97)
繰 入 金	4,894,598,652 (10.03)	4,018,028,495 (8.23)	5,029,452,319 (10.30)	5,716,582,092 (11.78)	4,987,681,820 (10.45)
そ の 他 収 入	1,149,159,229 (2.35)	1,986,019,509 (4.07)	1,618,162,387 (3.32)	1,512,250,030 (3.11)	1,560,793,978 (3.28)
合 計	47,270,494,111	48,820,686,978	48,810,906,885	48,523,139,194	47,720,159,879

(2)歳出

下段は歳出に占める割合(%)を表す。

年度 科目(円)	2	3	4	5	6
総 務 費	614,282,590 (1.35)	645,094,045 (1.36)	614,790,248 (1.30)	664,238,168 (1.41)	670,688,452 (1.45)
保 険 給 付 費	29,282,927,777 (64.46)	31,324,700,122 (66.22)	30,662,260,605 (64.76)	30,155,151,898 (64.13)	29,008,308,313 (62.48)
国民健康保険事業費納付金	14,775,884,433 (32.53)	14,463,737,946 (30.57)	14,993,730,422 (31.67)	15,460,878,070 (32.88)	15,998,536,317 (34.46)
共 同 事 業 拠 出 金	5,550 (0.00)	752 (0.00)	794 (0.00)	1,248 (0.00)	0 (0.00)
保 健 事 業 費	349,400,699 (0.77)	357,738,924 (0.76)	343,650,439 (0.72)	324,294,859 (0.69)	305,963,602 (0.66)
諸 支 出 金	402,972,955 (0.89)	516,180,049 (1.09)	734,567,039 (1.55)	418,594,306 (0.89)	442,191,825 (0.95)
合 計	45,425,474,004	47,307,451,838	47,348,999,547	47,023,158,549	46,425,688,509



VII 趣旨普及

1 小冊子「みんなで守ろう わたしたちの国保 令和6年度版」の発行(85,000部)
令和6年4月 被保険者世帯へ送付。医療保険課及び出張所の窓口で配布。

2 「国保だより」の発行(221,000部)

4月は小冊子に同封、6月は保険料納入通知書に同封、10月は単独送付。
医療保険課及び出張所の窓口で配布。

204号	R6.4.1 (75,000部)	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを!! ・令和6年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は6月中旬にお送りします ・所得の申告をお願いします ・保険料の負担軽減 ・12月2日から保険証とマイナンバーカードが一体化されます ・保険料の納付方法 ・口座振替キャンペーンのお知らせ ・人間ドック受診費用を助成 ・国保をささえる保険料
205号	R6.6.1 (75,000部)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の国民健康保険料をお知らせします ・納入通知書の見かた ・いろいろあります 保険料(普通徴収分)の納付方法 ・旧被扶養者の方への軽減 ・12月2日をもって保険証の新規発行が終了 マイナ保険証のご利用を ・限度額適用認定証等の更新について ・特定健康診査 令和6年6月21日(金)から開始
206号	R6.10.1 (71,000部)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月2日から健康保険証は発行されなくなります ・特別徴収(公的年金からのお支払い)について ・便利な口座振替をご利用ください ・年末調整・確定申告用 国民健康保険料納付確認書の発行に電子申請がご利用いただけます ・人間ドック受診費用を助成 ・特定健康診査の受診は令和7年2月20日(木)まで

3 「こうとう区報」に隨時、国保事業に関する内容をPR

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は6月中旬に発送 ・国民健康保険の届け出 就職・退職したときは忘れずに ・抽選で商品券があたる! 国民健康保険料口座振替キャンペーン ・国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成 ・東日本大震災の被災に伴い帰還困難区域等から転入された方へ 国民健康保険等の一部負担金、保険料、利用者負担の減免措置を順次見直し
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル 国民健康保険加入・脱退等のオンライン申請開始
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入の方へ ジェネリック医薬品利用のご検討を 差額通知を送付します ・国民健康保険料 納付は便利な口座振替で ・国民健康保険料が決定 保険料額のお知らせを6月14日(金)に発送

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険「高齢受給者証」更新 7月中旬に新証を世帯主に送付 ・国民健康保険料 納付をお忘れなく ・口座振替がおすすめです ・国民健康保険料口座振替キャンペーン実施中 ・国民健康保険料の減免
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・区の職員になります電話に注意
9月	掲載なし
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料はキャッシュレスで いつでもどこでもかんたん納付
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年12月2日から、現行の保険証は新たに発行されなくなりマイナ保険証に一本化されます ・健康診査はお早めに ・国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保保険料の口座振替済通知・国保医療費通知を送付 ・国保保険料納付確認書の発行は便利な電子申請で ・国民健康保険加入の方へ ジェネリック医薬品利用のご検討を 差額通知を送付します ・整骨院・接骨院にかかるとき 医療保険適用に正しい理解を 日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 加入・脱退の手続きを忘れずに
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 医療費等通知を送付
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故等の治療で健康保険を使用するときは届け出を ・国民健康保険運営協議会 傍聴できます ・国民健康保険料の納め忘れはありませんか？ ・国民健康保険加入・脱退などの手続きは電子申請で

国民健康保険事業のあゆみ

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
昭和33年12月	・新国民健康保険法公布		
昭和34年10月 11月 12月	・特別区国民健康保険事業調整条例制定 ●江東区国民健康保険条例・同施行規則及び同運営協議会規則制定 ●江東区国民健康保険事業開始(職員数55名) 加入世帯 26,269世帯、被保険者数 90,924人 給付率 世帯主7割 世帯員5割	助産費 1,500円 葬祭費 2,500円	均等割 600円 所得割 95/100 限度額 50,000円
昭和35年3月	●国保だより発行開始		
昭和35年6月 7月	●歯の衛生週間開始 ●無料健康相談開始		
昭和37年12月	・助産費支給額を改定	助産費 2,000円	
昭和38年3月	・結核予防法34条、35条及び精神衛生法29条適用医療を10割給付		
昭和38年4月 10月 12月	・地方税法の改正に伴い均等割額を38年度に限り引き下げ ・保険料督促手数料廃止 ・低所得者に対する保険料の減額措置実施 (38年度分保険料から適用)		均等割 500円
昭和39年4月	・助産費・葬祭費支給額を改定	助産費 3,000円 葬祭費 3,000円	均等割 600円
昭和40年1月 3月 10月	・世帯員の給付率を5割から7割に引き上げ ・保険料の減額措置金額の引き上げ ・保険料の減額措置の対象世帯の範囲拡大 (40年度分保険料から適用)		
昭和41年4月 10月	・保険料所得割額の基礎となる額を区民税額から住民税額(特別区民税+都民税)に改正 ・保険料所得割額を改定		所得割 112/100
昭和42年1月	・第三者行為による被害の世帯主届出義務		
昭和42年4月	・日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国保適用 ・地方税法改正に伴い、保険料算定の退職手当等にかかる住民税額を除外 ・保険料の責任収納率を設定前3カ年の平均値(現年分・満額分) ・保険料減額措置の対象世帯の範囲の拡大 ・保険料延滞金に関する規定の改正		
昭和43年4月	・減額措置対象世帯の所得割計算にあたり退職手当等を除外 ・育児手当金を新設 2,000円		
昭和44年4月 7月 8月 9月 10月	●国保指定保養施設開始 ●国保モニター設置(45.3.31まで) ●国保海の家開設(三浦海岸1ヶ所) ・保険料減額措置の対象世帯の範囲拡大 ・精神衛生法32条適用医療を10割給付 ・助産費支給額を改定 ・都の老人医療費支給制度マル福の実施70歳以上無料	助産費 10,000円	
昭和45年4月 7月	・葬祭費支給額を改定 ・譲渡所得に関する保険料の特例(45年度分保険料から適用)	葬祭費 5,000円	

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
昭和48年1月	<ul style="list-style-type: none"> 外国人に国保適用 国の老人医療費支給制度マル寿の実施、70歳以上及び65歳以上の寝たきり老人等 		
昭和48年7月 12月	<ul style="list-style-type: none"> 都の老人医療費支給制度マル福の対象年齢引下げ、70歳以上から65歳以上へ 高額療養費制度を任意給付として新設 	高額療養費 30,000円	
昭和49年4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> 助産費・葬祭費支給額を改定 保険料減免の特例を新設 保険料限度額を改定 	助産費 20,000円 葬祭費 10,000円	限度額 80,000円
昭和50年10月	高額療養費の法定化		
昭和51年4月 7月 8月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割、限度額を改定 助産費支給額を改定 保険料減免の特例を設定 ●国保海の家2ヶ所に増設(三浦海岸、岩井海岸) 高額療養費自己負担限度額を改定 	助産費 40,000円	均等割 2,400円 限度額 120,000円
昭和52年4月 9月	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料の徴収方法を従来の訪問徴収から自主納付に変更 ●高額療養費資金貸付基金条例制定、基金総額1,000万円(52年10月診療分より適用) 		
昭和53年4月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割、限度額を改定 助産費・葬祭費支給額を改定 	助産費 60,000円 葬祭費 20,000円	均等割 4,800円 限度額 170,000円
昭和54年10月	<ul style="list-style-type: none"> 助産費の併給禁止 保険料納入に口座振替制度を導入 		
昭和55年4月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割、所得割、限度額を改定 助産費・葬祭費支給額を改定 低所得層に対する保険料の軽減の引き上げ 特別区一体に保険料の責任収納率を設定(現年分91%、滞納繰越分38%) 保険料の賦課方式を所得対応方式から医療費対応方式に改正 財源不足の一部を都区財調に算入(役割分担方式) 	助産費 80,000円 葬祭費 30,000円	均等割 6,000円 所得割 122/100 限度額 220,000円
昭和56年4月	保険料均等割、所得割、限度額を改定		均等割 8,400円
昭和57年3月	医療費通知開始		所得割 118/100 限度額 240,000円
昭和57年4月 9月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料均等割、所得割、限度額を改定 助産費支給額を改定 所得割額算定を前年度住民税から当該年度住民税に改定 保険料に関する申告の様式を新設 高額療養費自己負担限度額を改定(9月診療分より) ただし、70歳以上(寝たきり状態にある者は65歳以上)の被保険者と非課税世帯は、39,000円に据え置き 	助産費 100,000円	均等割 9,000円 所得割 107/100 限度額 260,000円
昭和58年1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> 高額療養費自己負担限度額を改定(1月診療分より) 老人保健法施行、国の老人医療費支給制度マル寿を廃止、国保被保険者である70歳以上及び65歳以上70歳未満で寝たきり等の状態にある者は、老人保健法の医療受給者に、また、老人保健法による医療給付に一部負担金を適用 都の老人医療費支給制度マル福に一部負担金を導入 	高額療養費 45,000円 (39,000円)	高額療養費 51,000円 (39,000円)

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
昭和58年4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・財源不足の1/2を都区財調に算入 ・過料を2,000円から20,000円に引き上げ ・条例附則の減額基準に関する特別措置を58年度限りに改正 		
昭和59年4月 7月 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料限度額を改定 ●高額療養費資金貸付基金条例一部改正、基金総額を1,000万円→1,500万円に増額 ・保険料減額基準のみなし法人課税に関する特例を64年度まで延長、減額特別措置を59年度限りに改正 ・退職者医療制度創設 ・退職者医療制度新設、保険給付本人8割、扶養家族は外来7割・入院8割 ・特定療養費制度新設 ・高額療養費の支給範囲拡充 ・長期高額疾病患者の場合自己負担額10,000円 		限度額 280,000円
昭和60年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料限度額を改定 		限度額 310,000円
昭和61年4月 5月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料均等割、限度額を改定 ・助産費・葬祭費支給額を改定 ・財源不足の5/8を都区財調に算入 ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・運営協議会委員の定数に被用者保険等保険者代表を加える ●国保山の家開設(山梨県東山梨郡三富村) 	<p>助産費 130,000円 葬祭費 50,000円</p> <p>高額療養費 54,000円 (30,000円)</p>	均等割 12,000円 限度額 350,000円
昭和62年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法の一部改正、加入者按分率を段階的に引き上げ(昭和61年度80%、62年度~64年度90%、65年度から100%) ・老人保健法による一部負担金の引き上げ ・特別の事情がないのに、保険料を滞納している者に対し、被保険者資格証明書の発行及び保険給付の一時差し止めが可能になる 		
昭和62年4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料限度額を改定 ・財源不足額の6/8を都区財調に算入 ●高額療養費資金貸付基金総額1,500万円から2,500万円に増額 ●区の組織改正により、国保課は厚生部から区民部に移る 		限度額 370,000円
昭和63年3月	<ul style="list-style-type: none"> ●漢字オンラインシステムの実施、これにより被保険者証の漢字による機械打ち出しが可能となり、出張所で被保険者証発行の開始 		
昭和63年4月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料限度額を改定 ・金額を切り捨てる延滞金の額を、500円未満から1,000円未満に改正 ●国保課事務室を3階から2階に移動 ●出張所で助産費・育児手当金・葬祭費の申請受付を開始 ・保険料口座振替申込書の様式を23区統一実施 ・国保運営の安定化を図るため、国と地方が共同で取り組む仕組みを導入 <ul style="list-style-type: none"> ① 高医療費市町村における運営の安定化の推進 ② 保険基盤安定制度の創設 ③ 高額医療費共同事業の強化、拡充 ④ 老健拠出金に対する国庫負担見直し 		限度額 390,000円

一般的事項(●印は江東区独自の施策)		給付関係	保険料関係
平成元年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保条例を改正し条文中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める ・保険料均等割、限度額を改定 ・保険料軽減額を改正 ・高額療養費の自己負担限度額を改定 		均等割 14,400円 限度額 400,000円
7月	●保険料口座振替事務のMT化	高額療養費 57,000円 (31,800円)	
10月	●保険料収納事務のOCR化		
平成 2年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料軽減の特例改正 <ul style="list-style-type: none"> ① 65歳以上の被保険者に対する保険料軽減の基準の判定にあたって、公的年金等に係わる所得から15万円を控除(平成元年4月1日から適用) ② 株式等に係わる譲渡所得等に係わる保険料軽減の判定にあたって、特例を設ける(平成2年4月1日から適用) ③ みなし法人課税を選択した場合に係わる保険料軽減の判定の特例を、平成6年まで延長する(平成元年4月1日から適用) ・保険料限度額を改定 		限度額420,000円
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●健康センターにおける、健康度測定利用料金の一部助成事業を開始 ・昭和63年度より暫定的に導入された保険基盤安定制度が国保法改正により恒久化 		
平成 3年4月	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険課組織改正 ●国保オンラインシステム稼動開始、これにより賦課状況が資格異動と一体的に即時処理されることとなった 	高額療養費 60,000円 (33,600円)	
5月	・高額療養費の自己負担限度額を改定		
平成 4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国保財政の健全化、保険料負担の平準化に資するため「国保財政安定化支援事業」として1,000億円を財政措置、これを踏まえ国庫事務費負担金のうち人件費分と助産費補助金を一般財源化し地方交付税で対応する ・保険料均等割、限度額を改定 ・老人保健法改正による一部負担金の改定、なお5-6年度は外来1,000円/月、入院700円/日、7年度からスライド移行(消費者物価指数による) 		均等割 16,800円 限度額 440,000円
7月	・助産費支給額を改定(平成4年4月1日から適用)	助産費 240,000円	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●三公金共同で区内金融機関へ口座振替加入促進事業を実施 ●徴収嘱託員制度を導入 		
平成 5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法による一部負担金引き上げ ・保険料限度額を改定 ・保険基盤安定制度のうち、国負担分が定率(1/2)から定額となる(5年度・6年度の特例措置) 		限度額 460,000円
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●レセプト点検嘱託員制度導入(2名) ●健康センターにおけるトレーニング利用料金の一部助成事業を開始 ●高額療養費資金貸付基金総額2,500万円から3,500万円に増額 ・高額療養費自己負担限度額を改定 	高額療養費 63,000円 (35,400円)	

一般的事項(●印は江東区独自の施策)		給付関係	保険料関係
平成 6年4月	・保険料限度額を改定 ●区民体育施設トレーニングルーム利用料金の一部助成事業を開始		限度額 500,000円
7月	・住民税特別減税に伴い、保険料均等割、所得割額を改定(特例措置)		均等割 15,900円 所得割 133.7/100
10月	・医療保険・老人保健福祉制度の改正に伴う、国民健康保険法の一部改正 ・助産費、育児手当を統合し、出産育児一時金を新設(請求権は2年間、平成8年度まで科目を残す) ・入院時食事療養費制度新設(1日600円、減額認定制度有) ・移送費制度新設	出産育児一時金 300,000円	
平成 7年4月	・保険料均等割、所得割額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施		均等割 16,800円 所得割 119/100
10月	●レセプト点検嘱託員1名増員(3名) ・結核予防法・精神保健法(精神保健福祉法)の一部改正(7年7月施行)による医療負担方式を公費優先から保険優先に変更 ・結核・精神医療給付金の創設 ●国保ミニドック(無料健康診断・無料歯科健康診断)を医師会・歯科医師会へ委託し、事業を開始		
平成 8年4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施		均等割 19,500円 所得割 155/100
6月	・高額療養費自己負担限度額を改定		限度額 520,000円
10月	・入院時食事療養費を改定(1日760円、減額認定制度有)	高額療養費 63,600円 (35,400円)	
平成 9年4月	・保険料均等割、所得割額を改定 ・葬祭費支給額を改定 ●高額療養費資金貸付基金総額3,500万円から5,000万円に増額		均等割 22,500円 所得割 162/100
9月	・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ・外来の薬剤にかかる一部負担金の創設	葬祭費 60,000円	
平成10年4月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・出産育児一時金・葬祭費の支給額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ・市区町村国保の事務費負担金を一般財源化		均等割 26,100円 所得割 187/100
7月	・退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直し(市区町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の1/2を退職者医療制度において負担)	出産育児一時金 350,000円 葬祭費 70,000円	限度額 530,000円
平成11年4月	・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ●高額療養費資金貸付基金総額5,000万円から6,000万円に増額		
平成12年4月	・国民健康保険法の一部改定 ・都区制度改革により「特別区国民健康保険事業調整条例」の廃止 ・保険料所得割額を改定 ・介護保険制度開始に伴い、保険料に介護納付金が加わる ・高額医療費共同事業の開始 ●レセプト点検嘱託員1名増員(4名)		所得割 194/100 (介護納付金) 均等割 7,200円 所得割 18/100
平成13年1月	・高額療養費自己負担限度額を改定 ・入院時食事療養費を改定(1日780円、減額制度有) ・海外療養費支給開始	高額療養費 63,000円+一定額超過分の1% 上位所得者は121,800円+一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	限度額 70,000円

一般的事項(●印は江東区独自の施策)		給付関係	保険料関係
平成13年4月 7月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法の改定による一部負担金の改定 ・保険料(基礎賦課分)均等割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ●組織改正により国保年金課に課名変更 ●徴収嘱託員3名増員(24名体制) ●国民健康保険出産費資金貸付基金条例を制定、基金総額1,000万円 		(基礎賦課分) 均等割 27,300円 (介護納付金分) 均等割 8,100円 所得割 22/100
平成14年4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(介護納付金分)均等割額を改定 ・国民健康保険法の一部改正 ・70歳到達者に高齢受給者証(1割証・2割証)を発行 ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・老人保健法の改定による一部負担金の改定 	高額療養費 72,300円+一定額超過分の1% 上位所得者は139,800円+一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	(介護納付金分) 均等割 7,800円
平成15年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・退職被保険者一部負担金の改定 ・特例療養費の廃止 ・外来薬剤一部負担金廃止 ・保険証形態を個人カードに変更 ・退職者医療制度への切り替え、社会保険庁のデータにより職権適用 ●高額療養費資金貸付基金総額6,000万円から7,000万円に増額 		(基礎賦課分) 均等割 29,400円 所得割 204/100 (介護納付金分) 均等割 9,000円 所得割 29/100
平成16年4月 11月 平成17年1月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割、限度額を改定 ●滞納整理システム本格稼動 ●画像レセプト情報管理システムをモデル保険者として導入・試行開始 ●3保健事業が末日をもって廃止 (指定保養施設、健康センター健康度測定利用料金助成金・トレーニング利用料金助成金、区民体育施設トレーニングルーム利用料金助成金) 		(基礎賦課分) 均等割 30,200円 所得割 208/100 (介護納付金分) 均等割 10,800円 所得割 37/100 限度額 80,000円
平成17年4月 5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ●画像レセプト情報管理システム本格稼動 ●高齢者訪問指導事業開始 ●保険料のコンビニ収納開始 ●保険料の1回賦課導入 		(基礎賦課分) 均等割 32,100円 (介護納付金分) 均等割 12,000円 所得割 41/100
平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 (住民税改正に伴う経過措置あり) ・保険料(介護納付金分)所得割額を改定 ・精神医療給付金制度の改正 ・入院時食事療養費を1日780円から1食260円に改定 ●国保山の家の契約料金を改定 		(基礎賦課分) 均等割 33,300円 所得割 182/100 (介護納付金分) 所得割 36/100

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成18年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法の一部改正 ・70歳以上の一定以上所得者の一部負担金の改定(2割→3割) ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・老人保健法の改定による一部負担金の改定 ・療養病床入院高齢者の食費・居住費の一部負担見直し ・保険診療と保険外診療の併用給付についての再構築 ・保険財政共同安定化事業の新設(平成21年度まで) ・高額医療費共同事業の継続(平成21年度まで(4月適用)) ・出産育児一時金の受取代理(実施可能) 	高額療養費 80,100円+一定額超過分の1% 上位所得者は150,000円+一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	
平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定(住民税フラット化に伴う激変緩和措置あり) ・保険料(介護納付金分)所得割、限度額を改定 ・保険料軽減制度に2割減額導入 ・70歳未満被保険者の入院等に係る高額療養費の現物給付化開始(限度額適用認定証交付) ・「出産育児一時金」の受取代理制度開始 ・口座振替キャンペーン実施 		(基礎賦課分) 均等割 35,100円 所得割 124/100 (介護納付金分) 所得割 27/100 限度額 90,000円
平成20年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の開始に伴い、国保ミニドックの廃止 		
平成20年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・後期高齢者医療制度開始に伴い、保険料に後期高齢者支援金が加わる (住民税フラット化に伴う激変緩和措置の継続) ・70歳以上の一部負担金の改定(1割→2割) ※ただし、国補助制度により、1年間は1割負担となる ・一部負担金の軽減(2割負担)対象の拡大 (3歳未満→義務教育就学前) ・高額介護合算療養費の創設 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・国民健康保険法の一部改正 ・滞納世帯であっても、中学生以下の子どもには6ヵ月以上の保険証交付が制度化 		(基礎賦課分) 均等割 28,800円 所得割 90/100 限度額 470,000円 (介護納付金分) 均等割 11,100円 所得割 19/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 8,100円 所得割 27/100 限度額 120,000円
平成21年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金支給額を改定 (産科医療補償制度創設に合わせた増額) 	出産育児一時金 380,000円	
平成21年4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 (住民税フラット化に伴う激変緩和措置の終了) ・70歳以上の一部負担金の改定(1割→2割) ※国補助制度の継続により、平成22年3月31日まで1割負担となる ・出産育児一時金支給額を改定 ・出産育児一時金直接支払制度開始 (国の緊急少子化対策として増額改定、平成23年3月31日までの暫定措置) 		(基礎賦課分) 均等割 27,600円 所得割 68/100 (介護納付金分) 所得割 18/100 限度額 100,000円 (後期高齢者支援金等分) 均等割 9,600円 所得割 26/100
平成22年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)利用促進勧奨通知の発送開始 	出産育児一時金 420,000円	

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成22年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割、限度額を改定 ・70歳以上の一一部負担金の改定とともに国補助制度の継続、平成23年3月31日まで1割負担となる ・非自発的失業者に係る保険料等の軽減措置開始 		(基礎賦課分) 均等割 31,200円 所得割 80/100 限度額 500,000円 (介護納付金分) 均等割 12,000円 所得割 20/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 8,700円 所得割 23/100 限度額 130,000円
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法の一部改正 ・滞納世帯であっても、高校生以下の子どもには6ヵ月以上の保険証交付 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ●コールセンターによる電話催告の開始 ●口座振替契約受付サービス開始 キャッシュカードを専用端末機に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の手続きが完了するサービス 		
平成23年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・算定方式を住民税方式から旧ただし書き方式に変更 ※加入者の「賦課のもととなる所得金額」と人数を基に計算 ・保険料(基礎賦課分)所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定 ・所得割額の算定方式の変更による激変緩和措置 「賦課のもととなる所得金額」を減額 (平成23年度～24年度の2年間) <p>《軽減内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民税非課税の方 賦課のもととなる所得金額からその75%を減額 ②住民税課税標準額が100万円以下で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方 賦課のもととなる所得金額が住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額 ③住民税課税標準額が100万円超で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方 賦課のもととなる所得金額が住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額 <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の直接支払制度を改善、小規模施設では受取代理を制度化(引き続き42万円を支給) ・70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免 ・保険証の裏面に臓器提供意思表示記入欄を記載 		(基礎賦課分) 所得割 6.13/100 限度額 510,000円 (介護納付分) 均等割 13,200円 所得割 1.60/100 限度額 120,000円 (後期高齢者支援金等分) 所得割 1.96/100 限度額 140,000円
10月			
平成24年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・所得割額の算定方式の変更による激変緩和措置 (平成23年度～24年度の2年間) ・70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続 (平成25年度以降のあり方については今後検討) ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※警戒区域等以外の被災区域の被保険者は9月分まで) ・限度額適用認定証の対象が入院療養に加え外来療養にも拡大 ・国民健康保険法の一部改正 (財政基盤強化策の恒久化・財政運営の都道府県単位化の推進・都道府県調整交付金の割合の引上げ等) ・住民基本台帳法改正に伴う、外国人の被保険者資格要件の変更 		(基礎賦課分) 均等割 30,000円 所得割 6.28/100 (介護納付金分) 均等割 14,100円 所得割 1.66/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 10,200円 所得割 2.23/100
7月			

	一般的な事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成25年4月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 所得割額の算定方式の特例として、住民税非課税者に対し新たな減額措置を実施(平成25年度～26年度の2年間) (25年度) 旧ただし書き所得から、その50%を減額 (26年度) 旧ただし書き所得から、その25%を減額 70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続 口座振替受付サービスの出張所受付開始 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 <p>●徴収嘱託員1名減員(13名体制)</p> <p>●モバイルレジ納付開始 携帯電話やスマートフォンを活用して、モバイルバンキングを利用し保険料を納付できるサービス</p>		<p>(基礎賦課分) 均等割 30,600円 所得割 6.02/100 (介護納付金分) 均等割 15,000円 所得割 1.78/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 10,800円 所得割 2.34/100</p>
平成26年4月 7月 平成27年1月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 保険料(介護納付金分)均等割、所得割、限度額を改定 保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定 均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円+ (被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 24万5千円以下の世帯 2割減額 33万円+ (被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 45万円以下の世帯 70歳から74歳までの方で昭和19年4月2日以降に生まれた方の窓口負担を2割負担とする (昭和19年4月1日以前に生まれた方の1割負担継続) 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※26年10月以降旧緊急時避難準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始) <p>●保険料のクレジットカード決済を開始 パソコンや携帯電話からクレジットカードで納付することができるサービス</p> <p>●国保山の家(旅館)の契約料金を改定(民宿は据置)</p> <p>●徴収嘱託員3名減員(10名体制)</p> <p>●国保海の家施設変更(富浦から勝浦へ、御宿は継続)</p> <p>●高額療養費自己負担限度額を改定</p>	<p>(27年1月～) 高額療養費旧ただし書き所得が901万円を超える世帯は 252,600円 +一定額超過分の1% 旧ただし書き所得が600万円超901万円以下の世帯は 167,400円 +一定額超過分の1% 旧ただし書き所得が210万円超600万円以下の世帯は 80,100円 +一定額超過分の1% 旧ただし書き所得が210万円以下の世帯は57,600円 非課税世帯は35,400円</p>	<p>(基礎賦課分) 均等割 32,400円 所得割 6.30/100 (介護納付金分) 均等割 15,300円 所得割 1.70/100 限度額 140,000円 (後期高齢者支援金等分) 所得割 2.17/100 限度額 160,000円</p>
平成27年4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> 保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 保険料(介護納付金分)均等割、所得割、限度額を改定 保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定 均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円+国保加入者の数×26万円以下の世帯 2割減額 33万円+国保加入者の数×47万円以下の世帯 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示解除準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始) <p>●国保データベース(KDB)システム参加</p>		<p>(基礎賦課分) 均等割 33,900円 所得割 6.45/100 限度額 520,000円 (介護納付金分) 均等割 14,700円 所得割 1.48/100 限度額 160,000円 (後期高齢者支援金等分) 所得割 1.98/100 限度額 170,000円</p>

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成28年4月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円+国保加入者の数×26万5千円以下の世帯 2割減額 33万円+国保加入者の数×48万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域から転入した被保険者に所得制限) ・住民税課税世帯の入院時食事療養費を改定 <p>●徴収嘱託員1名減員(9名体制)</p>	(住民税課税世帯食事療養標準負担額) 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き1食260円 上記以外の者→1食360円	(基礎賦課分) 均等割 35,400円 所得割 6.86/100 限度額 540,000 (後期高齢者支援金等分) 所得割 2.02/100 限度額 190,000円
平成29年4月 8月 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円+国保加入者の数×27万円以下の世帯 2割減額 33万円+国保加入者の数×49万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) <p>●国保山の家(一部旅館)の契約料金を改定</p> <p>●高齢者訪問指導事業を訪問保健指導事業とし、①重複 ・頻回受診者訪問指導事業②糖尿病重症化予防事業として実施</p> <p>・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定</p> <p>●国保山の家の民宿1軒が末日をもって廃業</p>	<p>(29年8月~)</p> <p>70歳以上の方の高額療養費 ・現役並み所得者 　外来 57,600円 ・一般 　外来 14,000円 (年間上限額144,000円) 入院・外来合算 57,600円 (多数回該当44,400円)</p>	(基礎賦課分) 均等割 38,400円 所得割 7.47/100 (介護納付金分) 均等割 15,600円 所得割 1.54/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 11,100円 所得割 1.96/100
平成30年2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・税制改正に伴い、医療費通知(一部対象者)の発送を開始 ・江東区国民健康保険第2期データヘルス計画 (第3期特定健康診査等実施計画)策定 		
平成30年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度改革により、 ①都道府県(東京都)が財政運営の責任主体に ②資格管理が都道府県単位に(事務は区市町村が行う) ③都道府県が区市町村ごとの標準保険料率を算定 ④保険給付に必要な費用を全額、都道府県が区市町村へ支払う(区市町村は都道府県へ納付金を納める) ⑤保健事業について必要な助言・支援を都道府県が区市町村へ行う ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円+国保加入者の数×27.5万円以下の世帯 2割減額 33万円+国保加入者の数×50万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ・住民税課税世帯の入院時食事療養費を改定 	<p>(住民税課税世帯食事療養標準負担額) 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→ 引き続き 1食260円 上記以外の者→ 1食460円 (30年8月~) 70歳以上の方の高額療養費 (かっこ内は高額介護合算療養費の自己負担限度額) 住民税課税標準額690万円以上252,600円+一定額超過分の1%(212万円)</p>	(基礎賦課分) 均等割39,000円 所得割7.32/100 (介護納付金分) 所得割1.56/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割12,000円 所得割2.22/100

一般的事項(●印は江東区独自の施策)		給付関係	保険料関係
平成30年4月	・江東区国民健康保険条例施行規則を改正 普通徴収に係る保険料の納付について口座振替原則化	住民税課税標準額380万円以上～690万円未満 167,400円 +一定額超過分の1% (141万円)	
8月	・保険料収納業務データ伝送化	住民税課税標準額145万円以上～380万円未満 80,100円 +一定額超過分の1% (67万円)	
11月	・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定	年間所得額210万円以下 外來18,000円【年間上限額144,000円】	
平成31年1月	●徴収嘱託員1名内勤転換(9名体制のうち1名内勤) ・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の受領委任制度取扱い開始	外來＋入院57,600円	
2月	・医療機関を受診した被保険者全員へ医療費通知の一斉発送を開始		
平成31年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円 +国保加入者の数 × 28万円以下の世帯 2割減額 33万円 +国保加入者の数 × 51万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ●国民健康保険人間ドックの受診費助成の開始 ●徴収嘱託員1名減員(8名体制のうち1名内勤)		(基礎賦課分) 均等割 39,900円 所得割 7.25/100 限度額 610,000円 (介護納付金分) 所得割 1.68/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 12,300円 所得割 2.24/100
令和元年7月			
令和2年4月	・保険料(基礎賦課分)所得割、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)所得割、限度額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額33万円 +国保加入者の数 × 28.5万円以下の世帯 2割減額33万円 +国保加入者の数 × 52万円以下の世帯 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金給付の開始 ・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和元年度・令和2年度)の開始 ●LINE Pay請求書支払い開始 バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「LINE Pay」の残高から保険料の納付ができるサービス		(基礎賦課分) 所得割 7.14/100 限度額 630,000円 (介護納付金分) 所得割 1.98/100 限度額 170,000円 (後期高齢者支援金等分) 均等割 12,900円 所得割 2.29/100
6月			
令和3年3月	●国保指定保養施設終了		
令和3年4月	・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定 ・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 7割減額 43万円 * 以下の世帯 5割減額 43万円 * +国保加入者の数 × 28.5万円以下の世帯 2割減額 43万円 * +国保加入者の数 × 52万円以下の世帯 * 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、 43万円 +10万円 × (給与・年金所得者の数-1)		(基礎賦課分) 均等割 38,800円 所得割 7.13/100 (介護納付金分) 均等割 17,000円 所得割 2.37/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 13,200円 所得割 2.41/100

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和3年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ●Pay-easy(ペイジー)開始 「収納機関番号」「納付番号」等の情報を、ATM、またはインターネットバンキングのサイト上に入力することで保険料の納付ができるサービス 		
5月	●PayPay請求書払い開始 バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「PayPay」の残高から保険料の納付ができるサービス		
6月	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和3年度)の開始		
10月	・マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の本格運用の開始		
12月	●ネットdeモバイルレジ、モバイルレジクレジットによるクレジットカード決済開始		
令和4年3月	●Yahoo!公金支払いでのクレジットカード払い終了		
令和4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割額、限度額を改定 ・未就学児の均等割額の軽減の開始 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者均等割額の半額を軽減 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) 		(基礎賦課分) 均等割 42,100円 所得割 7.16/100 限度額 650,000円 (介護納付金分) 均等割 16,600 所得割 2.31/100 (後期高齢者支援金等分) 所得割 2.28/100 限度額 200,000円
5月	●d払い、au PAY、J-Coin Pay開始		
6月	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和4年度)の開始		
令和5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ・出産育児一時金支給額を改定 		(基礎賦課分) 均等割 45,000円 所得割 7.17/100 (介護納付金分) 均等割 16,200円 所得割 2.23/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 15,100円 所得割 2.42/100 限度額 220,000円
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の適用期間の終了(令和5年5月7日までに発症) ・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和4年度相当分)の開始 [受付は令和5年9月29日まで] 	出産育児一時金 500,000円	
7月	●徴収嘱託員1名減員(7名体制のうち1名内勤)		
10月	●Web口座振替受付サービス開始		
令和6年1月	・産前産後期間の国民健康保険料免除開始		
3月	・国民健康保険加入・脱退・産前産後期間保険料免除のぴったりサービスによる電子申請開始 ●江東区国民健康保険第3期データヘルス計画 (第4期特定健康診査等実施計画)策定		

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和6年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) 		(基礎賦課分) 均等割 49,100円 所得割 8.69/100 (介護納付金分) 均等割 16,500円 所得割 2.31/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 16,500円 所得割 2.80/100 限度額 240,000円
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費を改定 ●徴収嘱託員1名減員(6名体制のうち1名内勤) 	(入院時食事療養費) 住民税課税世帯のうち、指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き1食260円 上記以外の指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等の者→1食280円 上記以外の者→1食490円 住民税非課税世帯のうち、70歳以上低所得Ⅰの者→1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月間の入院日数が90日以内の者→1食230円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食180円	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証一本化により被保険者証、高齢受給者証の新規発行廃止 ・資格確認書、資格情報のお知らせの発行開始 ・マイナ保険証一本化により短期被保険者証及び被保険者資格証明書の新規発行廃止 	65歳以上の者が療養病床に入院した場合の食費について、住民税課税世帯のうち、施設基準による食費→1食450円 指定難病患者→1食280円 上記以外の者→1食490円 住民税非課税世帯のうち、70歳以上低所得Ⅰの者→1食140円 70歳以上低所得Ⅰで指定難病患者等→1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の指定難病患者または厚生労働大臣が定めるもので過去12か月の入院日数が90日を超える者→1食180円 上記以外の者→1食230円	

	一般的事項(●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
令和7年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入院時食事療養費を改定 ・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定 ・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額、限度額を改定 ・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限) ●LINE Pay請求書支払い終了 ●徴収嘱託員1名減員(5名体制のうち1名内勤) 	<p>(入院時食事療養費) 住民税課税世帯のうち、 上記以外の指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等の者→1食300円 上記以外の者→1食510円 住民税非課税世帯のうち、 70歳以上低所得Ⅰの者→ 1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去 12か月間の入院日数が90日以内の者→1食240円 70歳以上低所得Ⅰ以外の過去 12か月の入院日数が90日を超 える者→1食190円</p> <p>65歳以上の者が療養病床に入 院した場合の食費について、 住民税課税世帯のうち、 施設基準による食費→1食 470円 指定難病患者→1食300円 上記以外の者→1食510円 住民税非課税世帯のうち、 70歳以上低所得Ⅰの者→ 1食140円 70歳以上低所得Ⅰで指定難病 患者等→1食110円 70歳以上低所得Ⅰ以外の指定 難病患者または厚生労働大臣 が定めるもので過去12か月の 入院日数が90日を超える者→ 1食190円 上記以外の者→1食240円</p>	<p>(基礎賦課分) 均等割 47,300円 所得割 7.71/100 限度額 660,000円 (介護納付金分) 均等割 16,600円 所得割 2.25/100 (後期高齢者支援金 等分) 均等割 16,800円 所得割 2.69/100 限度額 260,000円</p>

令和6年度 国民健康保険事業状況報告書
(令和6年度 事業年報)

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8
事業開始年月日	昭和34年12月1日

○一般状況

その他保険給付	出産育児	葬祭	傷病手当	出産手当	その他
	500,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数	61,412				
被保険者数	80,946	1,744	26,977	14,406	1,775
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	80,946	1,744	26,977	14,406	1,775

		年度平均			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数	62,590				
被保険者数	83,184	1,701	28,373	15,389	1,810
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	83,184	1,701	28,373	15,389	1,810

		本年度末現在	年度平均			年度平均
介護保険第2号被保険者数		29,385	29,920	標準負担額の減額状況		3,110
介護保険第2号世帯数		26,250	26,667	本年度中		
特定期世帯数		0	0	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)		101
特定継続世帯数		0	0			

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		8,642		14,596	191	213	0	361	24,003
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		6,691		13,612	374	580	5,038	1,237	27,532

本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	71	19	90		1	0

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : 1 : 0 : 0 : 8

収入				支出				
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者支援金等分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者支援金等分	
保 険 料 △ 税 ▼	一般被 保 険者 分 保 分	医療給付費分	円 7,947,815,977	円	円	総務費	円 670,688,452	
		後期高齢者支援金分	2,643,018,512	2,643,018,512		療養給付費	24,612,707,655	
		介護納付金分	978,046,428		978,046,428	療養費	344,529,152	
		一般被保険者分計	11,568,880,917	2,643,018,512	978,046,428	小計	24,957,236,807	
	退 職 被 保 険 者 分 保 分	医療給付費分	0			高額療養費	3,719,672,971	
		後期高齢者支援金分	0	0		高額介護合算療養費	6,545,216	
		介護納付金分	0		0	移送費	0	
		退職被保険者等分計	0	0	0	出産育児諸費	124,287,186	
		計	11,568,880,917	2,643,018,512	978,046,428	葬祭諸費	34,440,000	
		国庫支出金	30,338,000			育児諸費	0	
都道府県支出金	保 険 給 付 費 △ 支 付 費 ▼	保険給付費等交付金(普通交付金)	29,118,237,164			その他	48,049,299	
		保険者努力支援分	98,657,000			一般被保険者分計	28,890,231,479	
		特別調整交付金分	81,251,000			退 職 被 保 険 者 分 保 分	療養給付費	0
		都道府県繰入金(2号分)	186,248,000			療養費	0	
		特定健康診査等負担金	88,072,000			小計	0	
		保険給付費等交付金(特別交付金)計	454,228,000			高額療養費	0	
		財政安定化基金交付金	0			高額介護合算療養費	0	
		その他	0			移送費	0	
		計	29,572,465,164			退職被保険者等分計	0	
		連合会支出金	0			審査支払手数料	118,076,834	
一般会計総入金	保 険 基 盤 安 定 △ 支 付 費 ▼	保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	1,710,978,190	396,295,350	135,403,950	計	29,008,308,313	
		保険基盤安定(保険者支援分)	1,016,769,941	234,697,222	78,674,914	一般被保険者分	11,355,933,239	
		未就学児等割保険料(税)	40,117,033	10,090,369		退職被保険者等分	0	
		職員給与費等	720,070,000			医療給付費分計	11,355,933,239	
		産前産後保険料(税)	19,022,656	4,525,488		一般被保険者分	3,417,819,470	
		出産育児一時金等	91,000,000			後期高齢者等分	0	
		財政安定化支援事業	0			後期高齢者支援金等分計	3,417,819,470	
		その他	1,389,724,000			介護納付金分	1,224,783,608	
		計	4,987,681,820	645,608,429	214,078,864	計	15,998,536,317	
		直診勘定繰入金	0			財政安定化基金拠出金	3,417,819,470	
基金	その他の収入	60,813,333				保 健 事 業 費 △ 支 付 費 ▼	1,224,783,608	
						保健事業費	16,085,475	
						特定健康診査等事業費	289,878,127	
						健康管理センター事業費	0	
						計	305,963,602	
						保険給付費等交付金償還金	384,496,889	
						直診勘定繰出金	0	
						その他の支出	57,694,936	
						小計(単年度支出) B	46,425,688,509	
						単年度収支差(A-B)	-205,509,275	
基金	小計(単年度収入) A	46,220,179,234	3,288,626,941	1,192,125,292		基金積立金 F	0	
	基金繰入金 C	0				前年度繰上充用金 G	0	
	繰越金 D	1,499,980,645				公債費 H	0	
	市町村債 E	0				うち財政安定化基金償還金	0	
	うち財政安定化基金貸付金	0				支出合計 (B+F+G+H)	46,425,688,509	
	収入合計 (A+C+D+E)	47,720,159,879				収支差引残(収入合計-支出合計)	1,294,471,370	
						うち次年度への繰越金 I	1,294,471,370	
						うち基金積立金 J	0	

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0		基金積立金 F	0
基金繰入金 C	0		前年度繰上充用金 G	0
基金積立金 F	0		公債費 H	0
収支差引残のうち基金積立金 J	0		うち財政安定化基金償還金	0
その他の増加額 L	0		支出合計 (B+F+G+H)	46,425,688,509
その他の減少額 M	0		収支差引残(収入合計-支出合計)	1,294,471,370
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	0		うち次年度への繰越金 I	1,294,471,370
			うち基金積立金 J	0

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基金保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	1,294,471,370	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,294,471,370	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,294,471,370

様式 14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

保険料(税)	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	12,072,692,927	11,037,134,456	40,534,535	17,320,083	1,018,238,386	11,474,101
滞納繰越分	1,364,529,891	488,910,843	2,301,081	443,473,305	432,145,743	1,283,126
計	13,437,222,818	11,526,045,301	42,835,616	460,793,386	1,450,384,129	12,757,227

3. 保険給付費等支払状況

(円)

△保 一 般 被 保 給 者 付 分 費 ▼	療養給付費	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
		計	24,553,856,015	24,612,707,655	57,930,329	921,311
△保 一 般 被 保 給 者 付 分 費 ▼	療養費	現年度分(再掲)	24,553,856,015	24,612,707,655	57,930,329	921,311
		計	343,895,460	344,529,152	362,510	271,182
△保 一 般 被 保 給 者 付 分 費 ▼	高額療養費	現年度分(再掲)	343,895,460	344,529,152	362,510	271,182
		高額療養費	3,712,601,538	3,719,672,971	7,071,433	0
△保 一 般 被 保 給 者 付 分 費 ▼	高額介護合算療養費	高額介護合算療養費	6,545,216	6,545,216	0	0
		移送費	0	0	0	0
△保 一 般 被 保 給 者 付 分 費 ▼	その他の保険給付費	その他の保険給付費	207,077,295	206,776,485	500,080	0
						800,890

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
9.70	0.00	58,469	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
3.00	0.00	17,625	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.46	0.00	17,884	0

様式 14-2

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に による減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 11,852,511	千円 1,188,637	千円 28,363	千円 2,877	千円 775	千円 13,281	千円 2,043,615	1 増・②減	千円 287,993	千円 8,286,970
保険料（税）算定額内訳					料 (税) 率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 7,657,456	千円 0	千円 4,195,055	千円 0	% 8.69	% 0.00	円 49,100			円 0
64.61 %	0.00 %	35.39 %	0.00 %						
課税対象額	課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							
千円 88,118,016	千円 0	63,979	32,466	1,312	77	12	340	2,102	85,439
所得割の 算定基礎	①課税総所得金額 (基礎控除)	②課税総所得金額 (各種控除)	③市町村民税の所得割額	④市町村民税額等	⑤その他				
資産割の 算定基礎	①固定資産税額等	②固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他						

様式 14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に による減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 3,877,048	千円 399,440	千円 9,531	千円 938	千円 42	千円 4,398	千円 604,170	1 増・(2)減	千円 95,718	千円 2,762,811
保険料（税）算定額内訳					料 (税) 率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 2,467,304	千円 0	千円 1,409,744	千円 0	%	%	円 16,500	円 0		
63.64 %	0.00 %	36.36 %	0.00 %						
課税対象額	課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							
千円 88,118,016	千円 0	63,979	32,466	1,312	77	12	340	1,650	85,439
千円 240									
所得割の 算定基礎	①課税総所得金額 (基礎控除)	②課税総所得金額 (各種控除)	③市町村民税の所得割額	④市町村民税額等	⑤その他				
資産割の 算定基礎	①固定資産税額等	②固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他						

様式 14-4

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に による減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 1,444,481	千円 136,650	千円 0	千円 105	千円 255	千円 33	千円 269,290	1増・②減	千円 15,235	千円 1,022,913
保険料（税）算定額内訳					料 (税) 率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 943,079	千円 0	千円 501,402	千円 0	% 2.31	% 0.00	円 16,500			円 0
65.29 %	0.00 %	34.71 %	0.00 %						
課税対象額	課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							
千円 40,825,926	千円 0	27,049	12,837	0	9	1	6	1,137	30,388
千円 170									
所得割の 算定基礎	①課税総所得金額 (基礎控除)	②課税総所得金額 (各種控除)	③市町村民税の所得割額	④市町村民税額等	⑤その他				
資産割の 算定基礎	①固定資産税額等	②固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他						

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

(令和6年度)

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 1,507,590	円 33,590,952,668	円 24,553,828,965	円 7,913,182,320	円 1,123,941,383
食事療養・生活療養（再掲）	15,200	400,490,676	208,119,044	190,647,212	1,724,420
療養費等	食事療養・生活療養	6	27,050	-27,050	0
	診療費	2,886	82,142,988	58,445,110	23,697,878
	補装具	655	24,125,289	17,916,041	6,209,248
	柔道整復師	31,120	252,443,350	183,741,461	68,701,889
	アンマ・マッサージ	2,029	74,714,845	54,879,200	19,835,645
	ハリ・キュウ	2,295	39,243,172	28,913,648	10,329,524
	その他	0	0	0	0
	小計	38,985	472,669,644	343,895,460	128,774,184
	海外療養費（再掲）	222	13,417,022	9,407,668	4,009,354
	移送費	0	0	0	0
計	1,546,581	34,063,622,312	24,897,751,475	8,041,929,454	1,123,941,383

(2) 前期高齢者分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 756,997	円 18,399,853,952	円 13,901,617,456	円 4,254,111,835	円 244,124,661
療養費等	食事療養・生活療養（再掲）	8,818	217,980,768	108,090,921	109,472,167 417,680
	食事療養・生活療養	3	22,200	-22,200	0
	療養費	16,747	214,916,115	162,987,042	51,929,073
	海外療養費（再掲）	42	3,611,390	2,479,213	1,132,177
	移送費	0	0	0	0
	計	773,747	18,614,770,067	14,064,626,698	4,306,018,708 244,124,661
	計	773,747	18,614,770,067	14,064,626,698	4,306,018,708 244,124,661
	計	773,747	18,614,770,067	14,064,626,698	4,306,018,708 244,124,661
	計	773,747	18,614,770,067	14,064,626,698	4,306,018,708 244,124,661
	計	773,747	18,614,770,067	14,064,626,698	4,306,018,708 244,124,661

(3) 70歳以上一般分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 436,592	円 10,780,509,092	円 8,586,804,956	円 2,109,808,288	円 83,895,848
療養費等	食事療養・生活療養（再掲）	5,189	126,520,434	63,283,012	63,102,152 135,270
	食事療養・生活療養	2	20,400	-20,400	0
	療養費	9,560	125,389,154	100,317,351	25,071,803
	海外療養費（再掲）	5	413,440	330,752	82,688
	移送費	0	0	0	0
	計	446,154	10,905,898,246	8,687,142,707	2,134,859,691 83,895,848
	計	446,154	10,905,898,246	8,687,142,707	2,134,859,691 83,895,848
	計	446,154	10,905,898,246	8,687,142,707	2,134,859,691 83,895,848
	計	446,154	10,905,898,246	8,687,142,707	2,134,859,691 83,895,848
	計	446,154	10,905,898,246	8,687,142,707	2,134,859,691 83,895,848

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 50,161	円 1,103,926,948	円 769,661,654	円 320,685,204	円 13,580,090
療養費等	食事療養・生活療養（再掲）	460	7,701,528	2,303,958	5,397,570 0
	食事療養・生活療養	0	0	0	0
	療養費	1,195	10,802,091	7,560,750	3,241,341 0
	海外療養費（再掲）	1	164,120	114,884	49,236 0
	移送費	0	0	0	0
	計	51,356	1,114,729,039	777,222,404	323,926,545 13,580,090
	計	51,356	1,114,729,039	777,222,404	323,926,545 13,580,090
	計	51,356	1,114,729,039	777,222,404	323,926,545 13,580,090
	計	51,356	1,114,729,039	777,222,404	323,926,545 13,580,090
	計	51,356	1,114,729,039	777,222,404	323,926,545 13,580,090

(5) 未就学児分再掲

	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 32,585	円 434,104,708	円 346,075,446	円 19,883,284	円 68,145,978
療養費等	食事療養（再掲）	200	2,484,798	779,518	1,450,590 254,690
	食事療養	0	0	0	0
	療養費	207	4,760,305	3,809,167	951,138 0
	海外療養費（再掲）	15	643,870	515,096	128,774 0
	移送費	0	0	0	0
	計	32,792	438,865,013	349,884,613	20,834,422 68,145,978
	計	32,792	438,865,013	349,884,613	20,834,422 68,145,978
	計	32,792	438,865,013	349,884,613	20,834,422 68,145,978
	計	32,792	438,865,013	349,884,613	20,834,422 68,145,978
	計	32,792	438,865,013	349,884,613	20,834,422 68,145,978

様式 15-2

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	6,483	27,617	5,093	6,381	9,358	10,129	4,617	69,678
	高額療養費(円)	136,911,613	222,493,230	536,504,411	545,567,650	1,514,031,965	369,139,426	387,953,243	3,712,601,538
(再掲) 前期 高齢者分	件数	4,373	25,523	2,163	3,535	5,872	8,852	2,490	52,808
	高額療養費(円)	77,847,277	185,729,158	236,900,200	300,778,338	901,126,649	279,575,523	117,962,255	2,099,919,400
(再掲) 70歳以上 一般分	件数	2,680	23,947	446	1,605	3,772	8,162	1,942	42,554
	高額療養費(円)	28,796,772	158,121,750	43,717,498	116,699,636	503,450,998	229,855,577	63,722,727	1,144,364,958
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数	251	336	146	195	230	58	66	1,282
	高額療養費(円)	10,152,032	8,000,153	14,777,319	19,873,863	44,537,826	3,645,889	3,586,908	104,573,990
(再掲) 未就学児分	件数	1	2	0	0	85	12	20	120
	高額療養費(円)	23,472	272,094	0	0	9,999,016	845,751	5,741,485	16,881,818
					長期高額特定疾病該当者数		379 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	225
給付額(円)	6,545,216

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	249	492	0	0	42,174	42,915
給付額(円)	124,100,000	34,440,000	0	0	48,049,219	206,589,219

様式 15-3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	件 数	日 数	費用額
診療費	件	日	円
入院	15,849	228,592	11,028,734,953
入院外	744,633	1,141,655	12,741,274,854
歯科	183,476	295,641	2,419,759,596
小計	943,958	1,665,888	26,189,769,403
調剤	555,348	(666,919 枚)	6,246,658,999
食事療養・生活療養	(15,200)	(585,409 回)	400,490,676
訪問看護	8,284	67,896	754,033,590
合計	1,507,590	1,733,784	33,590,952,668

(2) 前期高齢者分再掲

	件 数	日 数	費用額
診療費	件	日	円
入院	9,103	125,108	6,626,608,346
入院外	376,449	587,685	6,867,328,939
歯科	88,505	145,294	1,149,053,886
小計	474,057	858,087	14,642,991,171
調剤	280,339	(332,745 枚)	3,240,242,193
食事療養・生活療養	(8,818)	(313,687 回)	217,980,768
訪問看護	2,601	25,148	298,639,820
合計	756,997	883,235	18,399,853,952

(3) 70歳以上一般分再掲

	件 数	日 数	費用額
診療費	件	日	円
入院	5,371	73,520	3,985,323,996
入院外	217,348	352,042	3,953,651,273
歯科	49,106	81,131	652,466,560
小計	271,825	506,693	8,591,441,829
調剤	163,347	(193,977 枚)	1,903,647,699
食事療養・生活療養	(5,189)	(182,289 回)	126,520,434
訪問看護	1,420	13,766	158,899,130
合計	436,592	520,459	10,780,509,092

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件 数	日 数	費用額
診療費	件	日	円
入院	483	4,765	349,622,990
入院外	25,390	38,549	428,859,530
歯科	6,060	9,601	75,224,040
小計	31,933	52,915	853,706,560
調剤	18,104	(21,300 枚)	221,595,570
食事療養・生活療養	(460)	(10,976 回)	7,701,528
訪問看護	124	1,409	20,923,290
合計	50,161	54,324	1,103,926,948

(5) 未就学児分再掲

	件 数	日 数	費用額
診療費	件	日	円
入院	240	1,891	156,268,630
入院外	16,388	24,738	178,586,880
歯科	2,263	2,878	24,212,700
小計	18,891	29,507	359,068,210
調剤	13,599	(18,598 枚)	63,434,510
食事療養	(200)	(3,710 回)	2,484,798
訪問看護	95	639	9,117,190
合計	32,585	30,146	434,104,708

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（1）（市町村）

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

○一般状況

		本年度末現在	(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出	
科目	収入額(円)	科目	支出額(円)
保険料(税)	0	医療給付費	療養給付費
医療給付費等交付金(普通交付金)	0		療養費
その他の収入	0		小計
合計	0		高額療養費
			高額介護合算療養費
			移送費
			計
			国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)
その他の支出			0
前年度繰上充用金			0
合計			0

2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

3. 医療給付支払状況

	支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0
療養費	計	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0
高額療養費	0	0	0	0	0
高額介護合算療養費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1)		(2)	
	均一賦課	不均一賦課 []		

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額 (低所得者分)	保険料（税）軽減額 (未就学児分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料（税）調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳								
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %					
課税対象額		課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税）軽減世帯数 (未就学児分)	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1)		(2)	
	均一賦課	不均一賦課 []		

保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料(税) 算定額内訳								
所得割	資産割		均等割		平等割			
	千円 0		千円 0		千円 0			
	0.00 %		0.00 %		0.00 %			
課税対象額		課税対象	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割	世帯数	0	0	0	0	0	0
千円 0	千円 0							

様式 18

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0
	ハリ・キュウ	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	件 0	円 0	円 0	円 0	円 0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分（再掲）
	多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数						0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

様式 18-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）
 退職者医療にかかる医療給付状況
 (令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	件 0	日 0	円 0	件 0	日 0
	入院外	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
調剤		0	(0 枚)	0	0	(0 枚)
食事療養		(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)
訪問看護		0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療費	入院	件 0	日 0
	入院外	0	0
	歯科	0	0
	小計	0	0
調剤		0	(0 枚)
食事療養		(0)	(0 回)
訪問看護		0	0
合計		0	0

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (一般)

項目		調 定		収 納		収 入 未 濟	
		件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額
区分	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	
不当利得 返 還 金	現年度分 A	426	3,019,675	273	1,827,182	153	1,192,493
	過年度分 B	(0)	(0)				
		2,987	37,224,490	1,779	25,967,770	1,208	11,256,720
不正利得徴収金		(0)	(0)				
	C	22	47,879	22	47,879	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		131	1,300,033	131	1,300,033	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		426	27,291,950	426	27,291,950	0	0
B + C + D + E		(0)	(0)				
	計	3,566	65,864,352	2,358	54,607,632	1,208	11,256,720

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (退職)

項目		調 定		収 納		収 入 未 濟	
		件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額
区分	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
不正利得徴収金		(0)	(0)				
	C	0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
B + C + D + E		(0)	(0)				
	計	0	0	0	0	0	0

給付別表

(全体)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	高額療養費 支払義務額	費用負担区分			
		(1) 費用額	保険者負担分	一部負担金 薬剤一部負担金 (再掲)	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	5,442,465	25,686,010	19,625,146	5,812,647	248,217
心障医療 (法制 No. 80)	231,580,574	1,517,782,780	1,093,454,994	233,537,387	190,790,399
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	12,175,191	217,480,790	152,389,217	16,078,521	49,013,052
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	2,639,981	16,960,920	11,994,330	2,587,596	2,378,994
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	6,851,011	106,630,580	78,817,740	18,110,473	9,702,367
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	322,318	-2,849,510	-1,994,657	0	-854,853
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	46,798	-322,800	-225,960	0	-96,840
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	2,742,094	621,737,830	440,902,624	43,972,889	136,862,317
計	261,800,432	2,503,106,600	1,794,963,434	320,099,513	388,043,653

2. 出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	0	0

給付別表V表 (2)

(70歳以上一般分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	2,948,112	16,449,390	13,159,512	3,250,574	39,304
心障医療 (法制 No. 80)	41,192,211	310,070,480	248,056,384	41,158,948	20,855,148
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	16,246	1,526,640	1,221,312	40,547	264,781
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	10,304	1,216,860	973,488	10,304	233,068
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	3,977,746	41,763,340	33,410,672	7,298,994	1,053,674
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	1,647,142	56,861,430	45,489,144	5,226,251	6,146,035
計	49,791,761	427,888,140	342,310,512	56,985,618	28,592,010

給付別表V表(3)

(70歳以上現役並み所得者分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	200,634	7,063,400	4,944,380	317,041	1,801,979
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	457,270	320,089	0	137,181
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	40,689	5,649,220	3,954,454	424,766	1,270,000
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	131,470	92,029	13,147	26,294
計	241,323	13,301,360	9,310,952	754,954	3,235,454

給付別表 V 表 (4)

(未就学児分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

給付別表 V 表 (5)

(前期高齢者分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	5,442,465	25,526,990	19,513,832	5,794,927	218,231
心障医療 (法制 No. 80)	90,614,740	621,843,250	466,297,323	92,690,977	62,854,950
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	16,246	2,293,730	1,758,275	43,693	491,762
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	10,304	3,333,520	2,455,150	10,304	868,066
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	5,052,619	67,857,830	51,676,815	11,628,828	4,552,187
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	1,647,144	112,722,430	84,591,844	8,586,168	19,544,418
計	102,783,518	833,577,750	626,293,239	118,754,897	88,529,614

給付別表N表 (1)
(全体)
(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	42,001,125	22,909,775	19,091,350	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	1,021,797	566,617	455,180	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	660,983	128,303	532,680	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	228,246	103,866	124,380	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	43,912,151	23,708,561	20,203,590	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	8,284	754,033,590	544,703,166	68,854,631	140,475,793

3. 一部負担金減免額調(一般被保険者分)

区分	全体分	前期高齢者分 再掲	70歳以上一般 再掲(8割)	70歳以上一般 再掲(9割)	70歳以上現役並 再掲(7割)	70歳以上現役並 再掲(8割)	未就学児 再掲(8割)
	3,826,435	817,222	331,648	0	0	0	0

給付別表N表 (2)

(70歳以上一般分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	7,778,712	4,570,812	3,207,900	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	118,214	50,624	67,590	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	7,896,926	4,621,436	3,275,490	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,420	158,899,130	127,119,304	21,209,985	10,569,841

給付別表N表 (3)

(70歳以上現役並み所得者分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	32,160	8,640	23,520	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	32,160	8,640	23,520	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	124	20,923,290	14,646,303	3,238,139	3,038,848

給付別表N表 (4)

(未就学児分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	95	9,117,190	7,293,752	2,288	1,821,150

給付別表N表 (5)

(前期高齢者分再掲)

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13-008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	18,238,941	9,368,301	8,870,640	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	160,234	62,754	97,480	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0	0	0	0
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0
計	18,399,175	9,431,055	8,968,120	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	2,601	298,639,820	224,937,787	39,051,881	34,650,152

給付別表 U 表

<公常用>

(令和6年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 高額介護合算療養費 (C表(2)内訳)

	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
給付額	6,545,216	5,132,665	2,729,496	818,685	0

2. 高額介護合算療養費 (上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分)

医療費助成事業名 (法制番号)	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
老人医療 (法制 No. 41)	0				
特殊疾病 (法制 No. 51-83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	2,661,826	1,651,579	699,260	127,187	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0				0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0				0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0				
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0				
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担あり)	0				
高校生等医療 (法制 No. 89 自己負担なし)	0				
結・精適用医療 (法制 No. 10-21)	0	0	0	0	0
計	2,661,826	1,651,579	699,260	127,187	0

令和7年版 江 東 の 国 保

令和7年11月

印刷物登録番号(7)47号

編集発行 江東区生活支援部医療保険課

江東区東陽 4-11-28

電話(3647)9111(大代表)

印 刷 所 川村印刷株式会社

江東区白河 2-11-7

電話(3641)0730(代表)